

# 第81回京都市都市計画審議会 会 議 錄

日時 令和6年3月28日（木）午後2時～午後4時40分

場所 ホテルオークラ京都 「翠雲」

京都市都市計画審議会事務局

## 1 議事事項

議事番号	議事事項	備考	頁
計議第355号	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 公園の変更について (京都市決定)	3・3・57号 東吉祥院公園の廃止	2
計議第356号	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 地区計画の決定について (京都市決定)	向島国道1号周辺地区 地区計画の決定	39

### 報告事項

- 鞍馬二ノ瀬町地区における地域まちづくり構想の策定について (P. 59~)

## 2 議事の概要

【計議第355号議案】原案のとおり承認された。 (賛成25名中21名)

【計議第356号議案】原案のとおり承認された。 (賛成25名中22名)

### 3 京都市都市計画審議会委員

- 条例第2条第2項第1号委員

麻生	美希	同志社女子大学准教授	欠席
市木	敦之	立命館大学教授	
川崎	雅史	京都大学大学院教授	
兒島	宏尚	京都商工会議所専務理事	
是永	美樹	京都女子大学准教授	
関口	春子	京都大学准教授	
谷口	一朗	一般財団法人京都市都市整備公社専務理事	
谷本	圭子	立命館大学教授	
檜谷	美恵子	京都府立大学教授	
三浦	研	京都大学大学院教授	欠席
山田	忠史	京都大学経営管理大学院教授 大学院工学研究科教授	

- 条例第2条第2項第2号委員

井上	よしひろ	まちづくり委員
田中	たかのり	総務消防委員
みちはた	弘之	環境福祉委員
椋田	隆知	文教はぐくみ委員
大津	裕太	産業交通水道委員
おんづか	功	総務消防委員
もりもと	英靖	まちづくり委員
くらた	共子	まちづくり委員
平井	良人	まちづくり委員
山田	こうじ	総務消防委員
西山	信昌	まちづくり委員
平山	よしかず	産業交通水道委員

- 条例第2条第2項第3号委員

小島口	優	国土交通省近畿地方整備局企画部長
(代理出席	尾崎 悠太	京都国道事務所長)
濱田	禎	京都府建設交通部長
(代理出席	桑場 功	京都府建設交通部都市計画課長)
奥野	雅義	京都府警察本部交通部長

- 条例第2条第2項第4号委員

井上	日菜里	市民公募委員
水野	真希	市民公募委員

○川崎会長 それでは、早速でございますが、今から議案の審議に入ります。

お手元の議案書にございますように、本日市長から諮問を受けております案件は、  
2議案でございます。これからのお会議運営につきまして、各委員の皆様の御協力を  
どうぞよろしくお願ひいたします。

計議第355号  
都企計第607号  
令和6年3月12日

京都市都市計画審議会  
会長 川崎 雅史 様

京都市長 松井 孝治

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）公園の変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

## 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）公園の変更（京都市決定）

都市計画公園中3・3・57号東吉祥院公園を廃止する。

### 理　由

本公園は、野球場のある公園の利用ニーズには一定対応できていること、本公園を含む塔南高校跡地を「給食センター」整備地とすることが最も適切な活用と判断したことから、令和5年11月30日に都市公園法に基づき廃止されており、将来にわたり本都市計画の区域内で公園を整備する方針はない。加えて、戦時中の防空緑地として都市計画決定された目的が現状に適合していないことも踏まえ、都市計画を廃止するものである。

○川崎会長 まず、計議第355号議案を議題といたします。この議案は、東吉祥院公園の廃止に関する議案でございます。

それでは、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、計議第355号議案につきまして御説明をいたします。

1、計議第355号議案、フォルダのうち、星マークの付いている資料1－4の説明資料を御覧ください。資料の上部、上方を緑色で表記している資料でございます。

本議案は、東吉祥院公園の都市計画を変更しようとするものでございます。

次のページでございます。

初めに、東吉祥院公園の概要について御説明いたします。本公園は、昭和20年に防空緑地として都市計画決定された後、戦後のニーズの変化に伴い、昭和35年に野球場のある公園として整備されました。位置と面積は記載のとおりでございます。

次のページでございます。

続きまして、本公園の活用の経過について御説明をいたします。本公園が整備された当時は、戦後の第一次ベビーブームの子供たちが高校に進学する年代に達していたことから、高校の不足が喫緊の課題でございました。近隣にグラウンド用地を確保できない中でも、高校整備を進めざるを得なかった状況であり、これに対応するため、本公園を塔南高校グラウンドとして使用することとし、昭和38年に同校を開校いたしました。

次のページでございます。

続きまして、後ほど御説明いたします都市計画の変更理由の前提となります都市公園法に基づく本公園の廃止について御説明いたします。本市では、令和3年8月に策定されました行財政改革計画において、塔南高校を、有効活用を図る市有地の一つとして位置付けて以降、本公園の取扱いも含め、公的活用、民間活用の両面で幅広く跡地活用の検討を重ねてきました。

他方で、本市では、子供たちの健やかな育ちと学び、子育て家庭支援の一層の充実のため、全員制中学校給食の実施に向けた検討を進めてまいりました。

検討に当たって、学識経験者や P T A 代表の方々からなる京都市全員制中学校給食検討会議を令和 5 年 6 月に設置して、多角的な視点から御議論いただき、また、他都市での同様の調査で豊富な実績を有します専門の調査会社による調査・検証の結果等を踏まえまして、実施方式は、給食センター方式を採用することとし、給食センター整備地は、市有地の中から適切な場所を選定することといたしました。

これらの経過を踏まえ、更なる検討を進めました結果、本公園を含む第一グラウンド跡地は、全員制中学校給食を実施するための給食センター整備地とすることが最も適切な活用であると判断しましたこと、また、本公園が長年、高校グラウンドとして使用されてきた状況においても、野球場のある公園の利用ニーズには一定対応できていることから、都市公園法に基づき、塔南高校跡地をはじめ、市内 4 箇所に代替公園を確保したうえで、令和 5 年 1 月に本公園を廃止いたしております。

ただいま御説明申し上げましたとおり、本議案は、都市公園法に基づき本公園が廃止されたという事実をもって、都市計画を変更しようとするものでございます。次のページでございます。

それでは、都市計画の変更理由について、御説明をいたします。本公園は、都市公園法に基づき廃止されており、将来にわたり本都市計画の区域内において公園を整備する方針はございません。加えて、戦時中の空襲に対応するための防空緑地として都市計画決定された目的が現状に適合していないことも踏まえまして、本公園の都市計画を廃止するものでございます。

東吉祥院公園の都市計画変更の説明は以上でございます。

次のページでございます。

最後に、法定縦覧及び意見書について御報告いたします。都市計画法の規定に基づき、令和 6 年 2 月 1 日から 2 週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出が 683 通ございました。

都市計画変更に関する主な御意見としましては、給食センターのための都市計画変更に反対します、といった御意見をいただきました。また、都市計画変更とは直接関連しないその他の主な御意見としましては、給食センター建設のための公園廃止は反対です。市民が望んでいるのは、給食センターではなく自校調理の給食です

といった御意見をいただきました。

詳細につきましては、資料 1 - 3、参考資料 2 を御覧ください。

これらの御意見に対する本市の見解でございます。本公園は、都市公園法に基づき廃止されており、将来にわたり本都市計画の区域内において公園を整備する方針はございません。加えて、戦時中の空襲に対するための防空緑地として都市計画決定された目的が現状に適合していないことも踏まえまして、都市計画を廃止するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○川崎会長 ありがとうございました。

ここで事務局から連絡事項がございますので、ひとまずちょっと事務局にマイクをお返しいたします。

○事務局 失礼いたします。報道関係者の皆様、受付の際に御案内を申し上げましたとおり、京都市都市計画審議会傍聴規程第 6 条第 2 項に基づきまして、録画と録音は、会議冒頭 1 議案目の事務局からの説明まででございますので、録画、録音しておられます方は終了してください。

また、これから録画、録音は、認められておりませんので、よろしくお願ひいたします。

それでは、会長よろしくお願ひいたします。

(カメラマン 退場又は記者席へ)

○川崎会長 ありがとうございました。それでは、ただいま御説明がありました計議 355 号議案につきまして、質疑応答に移りますが、複数お手を上げていただくことが、前回もそうだったんですけど、順番については、まずちょっとスクリーンに向かって右側の座席の学識、行政、市民公募の委員の方々から行いまして、次に、左側の座席の市会議員の皆様方の順で行わせていただきたいと思います。

それでは、こちら側の学識、行政、市民公募委員の方々で御意見、御質問のある方、举手をお願いしたいと思います。

確認がちょっと終わるまで、複数举手があった場合は、お待ちくださいませ。よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。山田先生、お願ひします。

○山田忠史委員 質問といいますか、確認させていただきたいんですけど。

○川崎会長 山田忠史委員、お願いいいたします。

○山田忠史委員 皆さん、こんにちは。

この件ちょっと確認ですけれども、いろんなことが言われていて、御意見も色々あつたんですけど、これ都市計画審議会ですから、この都市計画審議会での論点ってどこなのというのを確認したいんですね。

それで、私が思うに4ページですかね、先ほどの資料の4ページのこの都市計画を廃止するということを今回議論するという理解でよろしいですよね。

○川崎会長 はい。

○山田忠史委員 もしそうだとすると、その都市公園法で、もう廃止になっているんだから、それは基本的にこうなんでしょうという、必ずしも都市公園と都市計画は1対1ではないとしてもですよ。基本的にはそれはそうですよね。都市公園法でも廃止しているんだから、それは都市計画から外れることになるという理解なんですか。

そうすると、それはそうでしょうよというのが僕の感覚なんですが、そういうことではないんでしょうか。ちょっとその辺の論点も、今日の論点と、その僕の感覚というか、分かっていますかというところをちょっと確認いただきたいと思います。

○川崎会長 ありがとうございます。事務局、お願いいいたします。

○事務局 ありがとうございます。今山田委員おっしゃっていただいたとおりでございまして、本件につきましては、今後の跡地活用のことを審議するということではございませんで、東吉祥院公園が都市公園法に基づき廃止されたという事実、それが一つございます。

もう一つが将来にわたり、本都市計画の区域内に公園を整備する方針はない、この二つからですね、都市計画法に基づく公園の位置付けを廃止することについて御審議いただきたいというふうに考えてございます。

○川崎会長 ありがとうございます。山田委員、よろしいでしょうか。

○山田忠史委員 はい、そういうことだなと分かりました。

○川崎会長 ありがとうございます。いかがでしょうか、こちらの左側の皆様の御

意見、ございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、次に、右側の委員の先生方からの御意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、順番に従いまして、くらた委員、平井委員の順にお願いをしたいと思います。まず、くらた委員からお願ひいたします。

○くらた委員 それでは、質疑をさせていただきます。

今確認もされましたけれども、都市公園法に基づき、東吉祥院公園が廃止されているという実態に基づき、東吉祥院公園、この地区を都市公園としている現都市計画を変更しなければならないと、こういう論点というふうにおっしゃったわけだと思います。

そこで伺うんですが、この場合、つまりこの都市計画変更の前提である都市計画変更の理由ですね、都市公園法に基づく東吉祥院公園のその廃止そのものの妥当性に疑義が生じた場合、これ都市計画の変更を行うことができるのかどうか、これはいかがでしょうか。

○川崎会長 事務局の方、いかがでしょうか。

○事務局 今回の都市計画変更につきましては、都市公園法に基づき廃止されており将来にわたり、本都市計画の区域内において公園を整備する方針はないということろが大きな理由となってございます。

都市計画の変更に当たりましては、都市公園法に基づき廃止されたという事実、ここが重要でございまして、この事実は11月30日に廃止されておりますので、変わりございませんので、このまま手続を進めても問題ないというふうに考えてございます。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○くらた委員 しかしですね、これについては、市会の中でも議論をしてまいりましたけれども、その都市公園であった東吉祥院公園は、近隣公園であります。また、この整備の経過も資料にもありますように、野球もできるスポーツ公園として整備されてきた、これ事実であります。

この都市公園法はですね、都市公園をみだりに廃止してはならないという法の趣

旨の下、廃止する場合の要件というのを厳しく定めています。今回の東吉祥院公園、廃止されてしまっていますが、その理由は、代替公園を確保した、このように説明がされているわけですけれども、ところが、これ代替公園として機能を有しているのかということで極めて重大な疑義があります。

なぜならですね、野球ができるようなスポーツ運動公園なわけです。ところが、この代替として用意されたものは、塔南高校跡地の一部分と、伏見区内の遠隔地 3 箇所、つまり、4 箇所に分散した緑地でありまして、近隣公園として近隣の方々が使えるような公園ではないということと、面積的にもスポーツ公園として利用できるものではない。正に代替地の概念から外れております。

したがって、都市公園法に基づく適正な廃止とはいえない公園の廃止がなされた、重大な問題が私はあるというふうに思います。

これをですね、しかし、もう今公園として廃止されているんだからといって、それに合わせた形で都市計画を変更することは、これ重大な問題を含むというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○川崎会長 事務局の方いかがでしょうか、ただいまの論点につきまして。

○事務局 まずですね、公園につきましては、東吉祥院公園自体は、住区基幹公園という位置付けでございます。代替公園につきましても、同じ住区基幹公園であり、同等のものというふうにいえると思っております。

そして、さらにはそのスポーツできる、野球ができる公園ということでござりますけれども、東吉祥院公園の設置以降、本市におきましては、野球場等のグラウンド、これは野球ができる公園ですけれども、この施設を市内に 13 箇所設置をしてきております。

その充実を図る中で、現在の当該施設の稼働率、これは平均でございますけれども、平日においては約 20 %、休日におきましては 70 % と余裕のある状況でございます。さらには、本市のスポーツ施設につきましては、誰でもどこでも御利用いただけるようになっており、その中で、グラウンド稼働率には余裕があるという状況でございますので、現状ニーズにもおおむね対応できているものとそういう認識でございます。

○川崎会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。ただいまの答弁に関して。くらた委員、引き続き。

○くらた委員 余裕があるというふうにおっしゃいますけれども、市民のこの縦覧意見にもありますように、もっと充足されなければいけない、各方面各地域に必要だという声があります。余裕があるからいいというのは、あまりにも軽々な、都市公園の廃止の論拠にならないというふうに思います。

そしてもう一点ですけれども、今度は、都市計画の運用ですけれども、国土交通省の都市計画運用指針によりますと、今の公園です、公共空地の都市計画の変更について、このように定めています。

公園等の公共空地は長期的な視点で、必要な水準を確保するべく都市計画決定されている趣旨から、高い継続性、安定性が要請されていることに鑑み、区域の一部の変更であっても、その見直しの必要性は、慎重に検討することが望ましいとしています。

のことからですね、本計画変更が将来性を含めた多角的な検討を丁寧、慎重に行われた提案か否かということが問われるというふうに考えます。この角度から、計画変更の提案に至る経過を考察しますと、こういうことありました。

京都市が全員制の中学校給食を実施する方針、これ発表したのが2023年1月25日であります。この後に検討会議が設けられ、市内2箇所での給食センター設置という検討報告が行われたのが2023年10月16日、つまり、検討会議の4回目であります。

京都市は、この検討会議の報告を受けて、東吉祥院公園を含む塔南高校跡地1箇所の給食センター方針を、2023年11月8日に発表をしています。

そこで伺いますけれども、この都市計画の変更の検討を始めた日時はいつでしょうか、いかがですか。

○川崎会長 事務局、いかがでしょうか。去年の11月以降ですね、はい、どうぞ。変更の検討をされたのはいつ頃からでしょうかということだと思います。

○事務局 はい、その今川崎会長がおっしゃっていただいたように、去年の11月です。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○くらた委員 去年の11月末ですよね。なぜなら、この東吉祥院公園の廃止処分決定が行われたのが、11月末であります、30日。しかもこれ処分決定したのは文化市民局であります。スポーツ運動公園であったという関係から、文化市民局の処分決定であったということであります。

やはりね。今のここまで経過を改めて分析しますと、この1箇所に1日2万6,000食というね、給食を作る巨大工場を設置する、その設置という方針から逆算し、そのためにはまず公園を廃止し、都市計画を変更しなければならないという性急な手続が取られてきたという実態であります。

こんな11月、昨年の11月末から検討を始めて、そして本日、都市計画の変更の議案が提案されるというのは、あまりにも都市計画の運用指針にも反するのではないでありますか。

このまま、このようなスケジュールで都市計画変更を行うことは問題があると思います。いかがでしょうか。

○川崎会長 事務局、ここはいかがでしょうか。

○事務局 都市計画の検討というのは、時間を掛けてやればいいというものではないかと思っています。我々としては、もう繰返しになりますけども、昨年の11月30日に都市公園法に基づいて廃止された事実、それが一つ大きな要素としてございます。

今後も将来にわたり本都市計画の区域内において、公園を整備する方針はないというところでございますので、むやみにといいますか、必要のない規制というのは、速やかに外すべきというふうに考えまして、今手続を進めているところでございます。

○川崎会長 くらた委員、いかがでしょうか。

○くらた委員 あのですね。時間を掛ければいいというものじゃないと言いますけれども、この先ほど紹介しました国土交通省の都市計画運用指針、そもそもその都市公園として、これ計画をされてきたことは、その慎重な判断の下に行われてきた。そのことに鑑みて、十分な市民的合意が得られる内容でなければいけないというふ

うに思うんですね。

しかもですね、この市民意見、縦覧意見ですけれども、2,161件のたくさんの意見が出されました。そして、今回の計画変更に対しての賛成の意見というのは1件もなかった。都市計画の変更に反対する意見、様々な角度からの意見、その他を除いても2,141件、これだけの意見が出されているということを、この審議会としても重く、私は受け止めなければいけないというふうに思います。

それから、そもそも何のための目的かということは、給食工場を設置するということが政策目的ということをこの審議会への議案の提案の一つの理由として紹介もされてきましたので触れさせていただきたいと思いますけれども、1箇所工場の給食センター方式、これ大丈夫かという角度での議会での議論が積み重ねられてきました。

給食というのは、調理が完成後、2時間以内に子供が喫食する条件が設定されています。その子供が食べる30分前に、各学校の校長が食べるということになっています。

この南区の塔南高校跡地からですね、市内全ての中学校に給食が届き、安全に子供たちが喫食できるのか、アレルギー対応を間違いなくできるのか、こうした安全性に課題があるということが明らかとなっています。

ですからこれ各会派、政党各議員の立場の違いを超えてですね、1箇所集中型というのは、やはり無理があるんじゃないかな、安全性の観点で少なくとも調理場所を分散する必要性、これが論じられ、そしてこのことは、京都市教育委員会も真摯に受け止める、こういう認識を示しております。

また、将来にわたり公園として計画する考えがないと軽々におっしゃいますけれども、この今回の縦覧意見の中に、スポーツ運動公園、この機能を更に充実拡大をされたいという願いもあります。

やっぱりね。こういった意見が新たに出されたことをどう受け止めるかということが、都市計画審議会の態度として、私は問われるというふうに思います。

やはり都市計画の変更、これを軽々にしないで、将来にわたるここの場所の都市計画については慎重に検討するべき、ましてや、もともとの政策課題として、重要

課題として、皆さんのが説明してこられた1箇所型の巨大給食工場については、これは市民から大きな反発と意見が出ているという事実であります。これを受け止めた議会の意思というものもまだ決定しておりません。

こうした中で、これを前提として逆算をした手続を理由として、軽々に都市計画を変更するというのは、重大な禍根を残すことになりますので、私はこの場で軽々に決を採ることはやるべきではない、このことを意見として申し上げたいと思います。以上です。

○川崎会長 いかがでしょうか、ただいまの論点に関しまして。

○事務局 教育委員会でございます。

本審議の論点には直接関係ないと存じますけれども、ただいま全員制の中学校給食の話題が出ましたので、改めて御説明申し上げます。

冒頭の事務局の説明にもありましたように、本件については非常に重要な案件、特に子育てに関わる案件、子供たちの生活、学校生活に関わる重要な案件ということで、スピード感を持って検討を進めてまいりました

昨年5月からの専門業者による、専門のコンサルタント業者による実施のコスト、様々な手法がございますので、その様々な手法のコスト、あるいは、実現可能性に関する調査、それから6月に開始しました検討会議、これには食の専門家を含めて、あるいは学校教育の専門家等を含めて、そういった学識経験者、それからPTA、それから学校の関係者、こういった方々がお集まりいただく検討会議におきまして、5回にわたる議論、それから3回の他都市視察等も行っています。

さらに、保護者、生徒等にもアンケートを行いまして、こういった内容を踏まえて、最も安全で、最も衛生管理ができる、特にアレルギー対応等も充実できて、効率的な手法として、本市にとって最適な手法として、給食センター方式を探るという方針を決めさせていただきました。

その場所については、2時間以内に喫食が可能な場所、全市に配達可能な場所、先ほどおっしゃいましたような点も含めまして、塔南高校跡地ということで方針を決定させていただきまして、11月8日の常任委員会で御報告をさせていただいたところでございます。

以降、常任委員会の予算の質疑の中で、活発に御議論いただきまして、昨日の議会におきまして、令和6年度第1次編成予算として、この塔南高校跡地における給食をセンター方式で進めるための準備業務としての委託業務の予算が認められて いるところでございます。

なお、これも御紹介ありましたけれども、今回の議論におきまして、特に配達時間に関しまして、この塔南高校跡地のセンターからの事業のスタイルを実施するにしても、より安定的な運営管理に向けて、様々な御指摘とか御議論をいただいているところでございます。

これにつきましては、この塔南高校跡地でのセンター業務を迅速に進める一方で、並行して対応策については検討してまいりたいと思っておりますし、現在、検討を行っているところでございます。以上でございます。

○川崎会長 くらた委員、発言ありますか。

○くらた委員 はい、あります。今おっしゃいましたけれどもね、予算を決したから、全て決まったんだというのはあまりにも傲慢に過ぎるということを申し上げておきたいと思います。

本当に求められている全員制中学校給食、これが安全に、市民が納得する形で、一日も早く実現を図っていく。このことはそのとおりであります。しかし、これまでの十分な調査や検討してきたとおっしゃいますけれども、そうではありません。

市民から具体的に提案がある、いわゆるその地域地域に応じた実施方法はもっと多角的な検討ができる、自校を中心に、近隣の小学校との親子方式も含めてですね、その地域地域一律でないやり方をもっと具体的、科学的に検証をし、実施するという努力がない、こういう状況ですから、市民は納得していません。

これで決まったことだと言って、公園を廃止させて、廃止したからと言って都市計画を変更するんだという事務的な手続だということは許されないということを申し上げておきます。以上です。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○事務局 繰返しになりますが、本案件に直接は関係ない、論点には関係ございませんが、御指摘ありましたので御説明申し上げます。

今、塔南高校跡地での給食センター方式を進めつつ、対応策についても並行して検討すると申し上げました。

今の論点の進捗状況等につきましては、適宜議会等にも報告させていただきまして、引き続き御意見等いただければと思っております。以上でございます。

○くらた委員 これで最後にしたいと思います。論点には直接関係ないとおっしゃいながら、ここまでおっしゃる。それはやはり、そもそもその目的がそこにあるからということの証明であるというふうに思います。

しかし、このことは、本当に将来にわたる大切な事業でありますから、慎重な検討と、このことを真摯に、やっぱりやっていくということが大事だと、これは都市計画審議会に関係ない話ではないと思います。

ですから、本日の議論がとても大事ですし、軽々な私は結論を急ぐことがあってはならないと思います。以上です。

○川崎会長 ちょっと整理させていただきますが、山田委員から最初議論していたみたいに、都市計画が廃止された、都市公園法が廃止されたことによって都市計画の実態に合わせて廃止するという、それがここの審議会の一つの土地利用ルールというのを決めていく、ゾーニングとか決めていく方法の一つということだというふうに、これは一定の理解というか我々の理解です。

くらた委員の議論からしますと、都市公園法の廃止そのものに疑義があるので、これについては都市公園法そのものの決定を、また、要するに変えるとか変えないとかいう議論がまた必要であるということを最初におっしゃって、それから、この議論が一つですよ。

それで、都市公園法に対する疑義、それから一番、野球の代替案公園としてなつていかないという方もありました。これ一番使っていたというのは、野球は高校生とか中学生なんでしょうかね、そのグラウンドとして使われていたんでしょうか。

だから使われていた人たちが、一番ここを使っていた人たちがもうこれもなくしたらものすごく困るという、そういうような大きな問題点があるという認識でよろしいんでしょうか。

くらた委員の御質問というか、その辺もちょっとお聞きしたかったので。

それともう一つは、国交省の運用指針、公共空地の運用指針というのは、事務局、はい。

○事務局 グラウンドの使用ですけれども、昭和38年に塔南高校が開校したということを先ほど説明ありましたけれども、その後約60年間にわたりまして高校のグラウンドとして活用してきたということで、公園としては使用されてこなかったということでございますので、付け加えさせていただきます。以上でございます。

○川崎会長 高校は、一応その人たちは移ったところで問題なく動かしているということなんでしょうか。

○事務局 高校につきましては、ちょっと説明不足でしたけれども、今年度塔南高校の移転、再編がございまして、開建高校という高校が開校いたしておりまして、ちょっと別の敷地の方に移転をいたしております、そのグラウンドが完成するまでの間、部活動のグラウンドとして12月末までは活用しておりましたけれども、1月以降は、今のところ利用はないという状況でございます。以上でございます。

○川崎会長 そうですか。そうすると、野球ができる公園というのを高校生とか、何か困ると言って切望しているわけではないという理解でよろしいんでしょうか、事実としては。そういう理解でよろしいですか。

○事務局 現在は、全く利用されていないという状況でございます。

○川崎会長 はい。それと、給食センターの件を論点として挙げられていたんすけれども、この給食センターが建てられるかどうかというのは、今議会やいろんな所で慎重に検討されているということですね。

慎重に検討されていますかということがくらた委員の議論だったんですが、慎重に検討するつもりがあるのかないのかということです。

○くらた委員 会長、違いますよ、おっしゃっていること。

○川崎会長 どういうことですか。そこをちょっと整理していただければ。我々、分からないので、聞いていて。

○くらた委員 ちょっと私の論旨をゆがめられるのは、本当にそれがちょっとどうなのかと思います。

○川崎会長 聞いていますので、整理してください。

○くらた委員 整理とおっしゃいますけれども、まず会長の方から、今高校生が使えなくなつて困つているのかというふうなことをおっしゃいましたが、高校生が使っていたグラウンドが必要なくなつたのであれば、これは教育委員会管轄から一旦、本来公園だったわけですから、公園にまず戻すという手續が必要だったということあります。

ところが、これが一気に廃止されているというところに問題があるということです。しかも、今回の縦覧意見の中では、やはり野球ができるぐらいの広い公園というのは、そんなに本市にはありません。だから、せっかくあるその公園を、もっと公園として利活用していくことも考えてほしいという声が寄せられているわけです。

ですから、それまで使っていた高校の高校生がこれからも使う必要があるかどうかとか、そういう狭い話をしているわけではありませんので。

○川崎会長 分かりました。それであれば全然問題ない。要するに近隣公園として、普通の公園として利用するという大きな要望があるということなんですが。

そうであるとすると、そこまで広げるとすると、その近隣公園としての地域の方々の要望というのが、近くで例えば満足されているとかされていないとか、代替でどうなっているのかとか。

近隣公園と街区公園とそれぞれ規模がそれぞれ違うと思うんですけども、その公園機能がしっかりと満足されているかどうかということについては、どういうお考えかという、ちょっと実態を教えていただきたい。

それともう一つは、今の議論の論点からいくと、公園として指定されているという、それが廃止されたということなんですけども、公園としてというのは、これ何か機能のある公園、昔決めた公園であるとすると、例えばいろんな理由ありますよね、防空公園とか、緑地だとか、機能緑地の分類系の中に公園とあると思うんですが、どれに該当していたのかと、現在該当しているのかという、そういうふうに決められているのかというのは、何かそういうのはありますでしょうか。

○事務局 今回東吉祥院公園を廃止した関係で、代替公園を設置するということで先ほど話ありましたけれども、その分につきましては、塔南高校の校舎敷地の所に

校舎を解体した後に、そこに約2,000平米の代替公園を設置することになっておりますので、一定今まで地域の方は、高校のグラウンドということで利用できなかつたということでございますけれども、今回新たに2,000平米のグラウンドができるということで実態としては、公園の面積、使える面積が増えるということであろうかというふうに思っております。以上でございます。

○川崎会長 そしたら、近隣公園としては増えるということですか、黄色い所、これは増えるということですね。今まで使えなかつた所、黄色が増えてくるというぐらいの感じですね。

○事務局 全体ではありませんけれども、そのうちの2,000平米はグラウンドとして、公園として、代替公園ということで設置をしてまいる予定にしております。以上でございます。

○川崎会長 はい、ありがとうございます。

それともう一つは、くらた委員の中でいくと、公園として廃止しなければ公園として残ってしまうという、実態がないけど公園として、そのまま置くということなんでしょうかね。

給食センターが作るか作らなかいかってまだ分からぬわけですよね。今やっているところですよね。だから、何も決まっていない状況で、場合によっては、議論によって、何が来るか分からぬという状況ですよね。

その中で、都市計画ルールの土地利用活動を放っておいたらいけないので。要するに、今有効活用、とにかく柔軟な形である程度多機能な状況で、土地利用が使えるような状態で、とりあえず置いておいてというふうに変更していかないと、今あれですよね。緑地とか何かそんなので決まっていると、1個しか決まっていないことになるから、いろんな使い方の幅ができないので、とりあえずさらにしないといけないじゃないですか。もう緑地というのは、何となく実態としてなくなっていて、ここに近隣公園がある。

ちょっと分からぬんですけど、そういう整理にならないかなと、論点が。とりあえず都市計画決定で給食センターがいいかどうかという話は、これは関係ない話かもしれないなと思っていて。要するに、土地利用としてその可能性が色々あるけれ

ども、活用の可能性が、それはその是非について今ここで議論するのはちょっと我々のマターじゃないのかなというふうに、別の所のマターじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○くらた委員 先ほどですね、これもともと 1 万平米公園ですよ。それが新たに公園ができるというふうなおっしゃり方しますけれども 2,000 平米です、平米数として激減をする形なんです。

大変大事な、これが市民的な合意を得ないといけない変更なんですよ、そのこと自身が。ですから、この都市計画審議案の一つの議案の提案の理屈として、そもそも政策的重点課題として、給食センターを設置すると、このことに合致したものとして、これ提案をされていますから、これ度外視することはできないということは申し上げておきたいと思います。以上です。

○川崎会長 ほかの先生方いかがでしょう。平井委員からお願ひいたします。

○平井委員 まずですね、ちょっとその廃止をされた、都市公園法の廃止をされた公園について、都市計画で考えるということなんですけども、もともと都市公園法の上位が都市計画法ですから、その当たり前の話として、その廃止されたからどうだという話じゃなくて、ここでもちゃんと議論をしなければいけないというのは、まず述べておきたいというふうに思います。

そのうえでこれ廃止理由が二つありますて、本公園は都市公園法に基づき配置されており、将来にわたり本都市計画の区域内において公園を整備する方針はないというのが一つ目の理由でありますて、先ほどほかの色々な用途も作らなきやいけないんじゃないいかという会長の話ですけれども、もともとね、京都市の公園というのは非常に少ないわけでありますて、ここが緑地として使われるということが一つの選択肢だと思うんです。

そのうえで、京都市の緑の基本計画では、1 人当たりの公園面積ですね、これについて、都市公園法施行令 1 条に基づいて、というのは、これ緑の基本計画は平成 20 年に作られていますから、その時点の 4.68 平米から、目標は 10 平米にするという、こういう目標を立てられているんです。

しかもこの付近の誘致圏内においても、1 人当たりの公園面積は足りていないと

ということは、建設局そのものが言っている話でありまして、この理由の一つ目の変更理由ですね、これは緑の基本計画に逆行した判断になっているのではないかというふうに思うんですよね。

都市計画の一つである公園の廃止は、市の計画にも反している状況だと思うんですけど、まずこの点、明確にお答えいただきたいのと、また、都市公園法に基づきということで、先ほどくらた議員から紹介されましたけれども、都市公園法16条の原則は、公園管理者は、みだりに都市公園の一部又は全部を廃止してはならないとされているわけであります。まず、この基本からちょっと、確認したいんですけど、この2点いかがでしょうか。

○川崎会長 2点お願ひいたします。

○事務局 建設局です。

今先生のほうからありました都市公園の面積が減るということをおっしゃっているんですけど、代替公園として今の廃止される公園以上の面積を確保することになりますので、公園面積が減るということはないというふうに考えます。

あと緑の基本計画の目標としては、10平米ということを掲げさせていただいています。これにつきましては、長期的な視点でその達成目標を達成していきたいというふうに考えております。

○平井委員 代替公園の二つは、これから作るという公園で、作るかどうかというのもね、まだ不透明な状態だと思うんですよね。だから、そういう意味では代替公園になり得るのかということは非常に思うのと、もう一つはですね、やっぱり代替公園をすると言っても、4箇所の公園で、意見も出ていましたけども、なぜ伏見の公園まで南区から行くのかという話も出ていると、これが代わりの公園なのかという話になってくるわけですね。

普通に考えれば、そのロジックはおかしいなというのが多くの方々から意見として出されているわけでありまして。身近な公園だからこそいいんだというのが皆さんのお意見だと思いますし、やっぱりあの公園整備してほしいと、公園面積を増やしてほしいというのは、市民の要望として、たくさんこの意見にも出されていますし、これまでも出されていると思うんですけど。これにちゃんと答えることは、建

設局の仕事じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○事務局 二つの代替公園ということで、伏見の方の公園なんですが、ここにつきましては、もう既に住民の方々と一緒にワークショップをさせていただきまして、整備案が固まっているというような状況ですので、後は、その公園の予算を確保次第、整備を進めていくということになっております。

あと、その代替公園が離れているということにつきましては、近隣公園も街区公園も同じ住区基幹公園というような位置付けになっておりますので、同じように住区基幹公園を代替公園としていますので、問題はないというふうに考えています。

○川崎会長 平井委員、お願ひいたします。

○平井委員 住区基幹公園というのは3種類あります、一つは街区公園ですね、大体2,500平米ぐらいの公園で、一番地域に身近な公園ということありますし、近隣公園というのはもう少し大きくなっていますし、さらに、地区公園となるとやっぱり目的はそれぞれ変わってくると思うんですよね。

今回4分割をされているんですけれども、そういう中で、近隣公園でいえば、大体その近隣住区当たり1箇所を誘致距離500メートルぐらいの範囲で定めると、地区公園の場合は、もうちょっと広い範囲で定めるというふうになっているんですね。

だから、これを分散させると、誘致距離そのものが変わってくるということになるんじゃないですか。いかがですか。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○事務局 都市公園法の誘致距離の考え方につきましては、平成15年の改正で、その誘致距離の考え方というのは削除されていますので、特に問題ないと思っています。

○平井委員 削除されたといっても、目安にすべきだということだと思うんですね。

その前提ですけれども、代替公園の条件としてね、面積は一定確保したということでありますけれども、効用や用途も引き継がれなければならないということにな

りまして、やっぱり大きな空地ですから、それが4分割されるということは、その用途や効用というのは変わってしまうんじゃないかと思うんです。その点はいかがでしょうか。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○事務局 基本的に、何遍も繰返しになるんですけど、住区基幹公園という同じ住区基幹公園ですので、効用についても同じようにそういう公園を確保させていただきますし、先ほどからありましたとおり、塔南高校跡地の所に、これまで誰も利用できなかつた公園ではなくて、誰でも利用できる公園を整備するという形になっていますので特に問題ないというふうに考えております。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○平井委員 大前提で、変更理由の二つ目にも関わるんですけども、戦時中の空襲に対応するために防空緑地として都市計画決定された目的が現状に適合していないということでありますけれども、これは、昭和20年都市計画決定では記録がちゃんと残っていないということも出ていたんですけども、防空緑地として決定されたということでありまして、こういう決定された公園は、京都市内で九つあるわけであります。

未開園の公園ももちろんあるわけですけれども、どの公園もその決定そのものは防空緑地として決定されたということから、敷地の予定面積も非常に大きいんですよね。

そのうちスポーツ公園が4つあるということになっているみたいです。市内の屋外スポーツの活性化の面から言っても、この立地から言ってもですね、東吉祥院公園の跡地は公園として残して、スポーツ公園とする選択肢もあるのではないかと、僕なんか思いますし、これ御説明で書いてあるとおり、あくまで一定の対応だということで、それ以上の対応はしないということになってくるなというふうに思っていまして、スポーツ公園として整備するのも一つの方法じゃないかというふうに思いますし、防空緑地イコール現状に適合しないから廃止というロジックは、今のその全体の九つの都市計画決定、4つのスポーツ公園から言っても、ちょっとこのロジックは合わないんじゃないかと思うんですが。いかがでしょうか。

○川崎会長 いかがでしょうか、ただいまの論点は。

○事務局 整備済みの東吉祥院公園につきまして、昨年の11月30日に都市公園法に基づき廃止された、その事実をもちまして、東吉祥院公園は、未整備の都市計画公園と同じ位置付けとなったというところでございまして、その状態になったことを受けて、都市計画決定された目的が現状に適合しないというふうに判断しまして、都市計画を廃止するというものでございます。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○平井委員 説明になっていないと思いますけど。これかなり色々書いてありますて、現地付近の方は、もっとスポーツ公園を作つてほしいという声が単純に出ているんですよ。

今、未整備の公園にしたということならば、整備して公園にするというのが筋じやないかと思うんですけど。この意見に対してどう思われるんですか。

○川崎会長 いかがでしょうか。その点、重要な論点なので。スポーツをしたいという方もおられるということですが、何割ぐらいおられるとか調査されていますでしょうかね。

普通の公園として使いたいという議論もくらた委員のほうから最初ありましたし、今、平井委員の方からは、スポーツとして使いたいと言われたので、ちょっと我々も事実がどうなっているのかというのをしっかり知つておいたほうがいいかなと思いますし、それもちょっと含めてお答えをいただければありがたいなと思います。

○事務局 文化市民局でございますけれども、特にスポーツで活用したいかどうかという、そのニーズを確認したことはございませんけれども、スポーツニーズに関しては、先ほど申し上げましたとおり、一定のニーズはもう満たしていると。さらにですね、スポーツの公園でいいますと、東吉祥院の比較的近隣地に近い場所ですと、久我橋東詰公園ですか、上鳥羽公園、牛ヶ瀬公園といった所がございます。そこにつきましては、ほかのグラウンドより比較的に稼働率も低いという状況もございます。

そしてさらに、今現在、野球場として利用いただいている運動公園のグラウンド、

ここを野球以外の活用についても、利用種目の拡大ということで試行的に取り組んでおりますので、そういう野球以外のスポーツでもそういった使い方をして御利用いただけるのではないかというふうに認識しております。

○川崎会長　はい、どうぞ。

○平井委員　会長も言われたように調査されたんでしょうか。

○事務局　先ほど申しましたとおり、特段調査はしておりません。

○川崎会長　議員の先生も調査されましたでしょうか、スポーツのニーズは。

○平井委員　昨年の議会の中でも、陳情がこれに対して出ておりまして、スポーツができる場所とか野球ができる場所にしてほしいという陳情も出ていますし、これ資料をちゃんと見ていただきたいんですけど、資料1－3の参考資料の中に色々書いてあるんですけど、公園の廃止についてというところにも、公園のこと書いてありますし、この中に公園の廃止について、スポーツ、もっと増やしてほしいということが出ているんですよ。

調査をするというよりは、意見数としてもう既に上がっている話で、これは。

○川崎会長　意見数というか、意見の割合が大きいということですね、要望が。

○平井委員　大きいというのは、反対されている。

○川崎会長　大きいというのは、どのぐらいの割合で、そのスポーツというふうに言われているんですか。

○平井委員　どれぐらいの割合でとか、そんなことは別に。普通は事業をされる側が調べるわけですよね、まず。そういう市場の調査も含めてやるわけでありますけど、そういうことがやられていないということが今確認できたということなんです。

そういうことなしに、なぜそういう決定ができたのかなというふうに思うわけです。どうですか。

○川崎会長　いかがでしょうか。この点については。

○事務局　繰返しになりますけれども、この野球場のグラウンドにつきましては、稼働率自体が余裕がある状態ですので、一定のニーズを満たしているものと我々は判断しております。

○平井委員　そういう、何というか、京都市側の判断でされたということだなどとい

うふうに、僕はどうしても理解してしまうわけあります。この議案に対してですね、出された意見の縦覧というのは、意見書数で 683 通ですよね。

件数は 2,161 件に上っているということあります。意見の中身では色々出されていて、公園の廃止については、公園面積の狭さについて疑義も出されていますし、多くの市民が使えるような公園に戻したうえで、市民的な議論を経るべきだという話も出ていますし、昭和 35 年から 38 年当時ですね、野球ができる公園になっていたということあります。野球ができる公園は本当に貴重だと。

先ほど言ったように、伏見の代替公園まで誰が休息や防災に行くのかということも出ていますし、代わるべき公園が足り得ないと、廃止反対の声が相次いでいると思うんですよね。

これ見てみると、給食センター建設のための公園廃止は反対ですというのが 350 出ています。やっぱりここから見ても市民の意見をもう少し聞くべきだと思います。誰もが思うことだと思うんですけど、この認識はいかがでしょうか。

○川崎会長 いかがでしょうか、事務局。

○事務局 跡地の活用という意味での給食センターということで申し上げますと、先ほども御説明いたしましたように、所定の手続といいますか、様々な手続を経まして決めさせていただきましたし、先日の議会におきまして関係する予算が認められたところでございますので、これを進めてまいりたいと思っています。

ただ、様々な御意見を頂戴しておりますので、それにつきましてはこれからも議会の場でしっかり説明してまいりたいと考えております。

○平井委員 手續を経て決めたということありますけど、市民から色々出していることを具体的に何か返答されたんでしょうか。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○事務局 例えば、開きました検討会議におきましては、市民の代表、公募委員の方、それから P T A の方等も含まれておりますし、この間の議会におきましては、市民の代表でございます先生の皆様方からも様々な御指摘、御意見をいただいたところでございます。以上です。

○川崎会長 はい、いかがでしょうか。

○平井委員 だから、聞き方が足りないんじゃないかというふうに思うんですよね。給食センターそのものについても、色々疑義が出ていると思うんですけども、御意見、色々見せてもらいましたけど、結構的を射た話だなと思っていまして、これはもともとの前提のその説明会ですね、説明会でも、公園の権限のない教育委員会により説明会が行われたため、公園廃止の意思決定に、手続上の瑕疵があるんじゃないかと考えると言わわれていますし、なぜ関係各局からの説明がなく、説明会を行わされたのかと。

また、説明会では説明責任を果たせたのかということなんかも言われているわけであります。これ本当に市民の声を聞いているんでしょうかね。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○事務局 説明会ということでお話もありましたけど、11月22日の日に近隣の方々を対象に説明会を開催させていただいております。当日、教育委員会の職員が公園を廃止すること、それから、都市計画で廃止することと合わせまして、給食センターで活用するということを御報告、地域の方に説明をさせていただいているというところでございます。

当日も、給食センターに対する御意見はありましたけれども、公園廃止についての御意見は特段なかったというふうに認識しております、特にそういう住民の声は聞いていないというところでございます。以上でございます。

○川崎会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○平井委員 当日どこが参加されたんですか。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○事務局 参加というのは説明者ということでしょうか。

教育委員会の職員が各局の調整のうえで、教育委員会の職員が説明をしたというふうになっております。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○平井委員 公園の廃止に触れられなかったのは、教育委員会が説明したからじゃないんでしょうかね。やっぱり教育委員会は、教育の専門家ですから、その部分についてはちゃんと説明をすると。ただ、公園の廃止の手続について教育委員会が説

明するというふうに思えないんですけれども。これはもう何か詳細にちゃんと説明されたんでしょうか。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○事務局 当日配付した資料、これもホームページにも上がっておりますけれども、これは特に教育委員会が作ったというよりかは、教育委員会と各局が調整したうえで、京都市名で出している文書ということになっておりますし、その中で、当然そこには、都市公園の廃止のことが書かれており、都市計画の廃止にも触れられておりますので、十分説明できているというふうに考えております。以上でございます。

○平井委員 資料は配付されたということは今確認しましたけども、ちゃんと御説明されたんでしょうか。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○事務局 説明もいたしております。

○平井委員 ならば、市民の方々は本当に分かっているということになりますよね。そしたらこんな意見出ないんじゃないですか。公園の廃止について、こんだけ御意見出ているというのは、当日出られなかった方もおられますし、その後思って言わはった方もおられるわけでありますから。そういうことが今起こっているんじゃないかなというふうに、どう考えても思うんですよね。だから、そこまで市民の意見を聞いているのかなというのは、非常に疑問に残っております。

給食センターについても、特に道路環境ですね。狭い道が非常に多いということで、土日祝除いて毎日給食を運ぶことになるけれども、安全上問題が発生するのではないかと、かなり不安の声も寄せられていまして、この周辺は通学路、大体はどこでも通学路がいっぱいあるんですけども、通学路になっていまして、この安全性も損なわれるんじゃないかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○事務局 給食センターの設置した場合、特に配送のトラック等の安全の問題かと思思いますけど、これにつきましても、この間の議会の中で同じような指摘を何回も

いただきしております、その都度でございますけれども、当然安全には万全を期すということで、時間帯も含めて、例えば子供が通学する時間帯には、基本的にはトラック等は通行しないというふうに見込まれますけども、それも含めまして万全の安全対策を取ってまいりたいと考えておりますし、近隣住民の皆様とも十分に協議しながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○平井委員 今ので言えば、トラックはもちろんその配送の時間帯じゃないからしないけども、出勤の方々はどうなんですか。

○事務局 現時点では詳細な業務遂行計画が立っておりませんけれども、相当早い時間から準備をすることになります。これも通学時間帯には重ならないというふうに見込んでおります。以上です。

○平井委員 全体通じてですね、この市民からの縦覧ですね、これすごい大事なものだと思うんですけども、先ほどもお話をありましたとおり、賛成の意見出されている人はいないんじゃないかと思うんですよね。

だから、京都市と市民との意見、明らかにかい離があるんじゃないかと思っています。先ほどの説明の件も含めて、ちゃんとときっちり説明されたのかなというの非常に思うわけであります。

最低限京都市としての説明責任や市民の声を聞くということで、その中で一つ一つ慎重に検討するという作業がされていないんじゃないかというふうに、一連を通して思うわけであります。

unnecessary regulation だから、規制を取つ払ったということを言わされましたけれども、ちょっと違うんじゃないかと。皆さん必要だと思っている、公園対策必要だと思ってるということじゃないかと非常に思うわけであります。

詳細な検討なしに進めていいのかなと非常に思っておりまして、この廃止決定はやっぱりもう一度市民に聞き直して白紙に戻すべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○事務局 意見書の件についてでございますけども、多数出ていることは事実でご

ざいますが、意見書の内容としましては、給食センター建設のための公園廃止は反対です、巨大給食センターを建設することに反対しますといった、今回の都市計画変更とは関係のないものが大多数を占めております。

また都市計画変更に関する意見としまして、給食センターのための都市計画変更に反対しますといった意見もいただいておりますけども、今回の都市計画変更は、給食センターのために変更するものではございませんので、これも今回の都市計画の廃止に対する意見とは捉えておりません。

このように皆様から多数御意見をいただいておりますものの、我々としましては、都市計画変更手続を一旦止めるとかというような意見はなかったというふうに判断してございます。

○川崎会長 今の御意見と都市計画のルールと、土地利用、審議会で決めていることはですね、できる限り実態に即してというのをこの何年間かずっとやってきています。

例えば、準工業地域だとかいうのが住宅が多くなったりとか工場地が多くなったり、その状況を見極めてどちらに振るかということを現状に合わせて決めていかないといけないと。

要するに、都市計画で早くルールを柔軟に動かせるようにしておかないといけないというスピード感も一定必要だということで、議論はしていただいたらいいと思いますし、その給食センターができるのかどうなのかというのは、ここで議論すべきことでもないと思います。

要するに、土地利用として、都市計画の中で柔軟であるということと、それから大きな問題点が我々なければ、むしろ柔軟性とか効率性の方に持っていくわけで、先ほどのお話聞いていると、スポーツ広場というのがどうしても必要だということではないですね。

高校が使っていて、しかもそれが移転したわけで、プラスアルファで先ほどの隣公園の話もありますので、その辺も含めてここの議論の焦点を、できるだけ議論の論点をしっかりとしておかないと、給食センターそのものの内容の是非というのを今ここで議論しているわけではありませんので。その辺りはちょっと整理させてい

ただきたいと思います。

それとすみません、都市公園法の話ね。都市公園法と都市計画の話はこれ独立なので、全く法律的に。

○平井委員 ここ市有地ですよね。市の土地ですよね。市民の税金ですよね。だから市民の声を聞くというのが当たり前だと思うんですよ。そういうことができてるのかと聞いているわけです。できていないんじゃないかと、疑義があるんじゃないかなと思ってるわけです。ここをまともに答えていないということが問題だと思います。終わります。

○川崎会長 いかがでしょうか。棕田委員、お願いします。

○棕田委員 今日出席させていただいている委員、議会からの委員の中で私だけがこの当該地にございます南区の住民です。

そして、年代としても、私は39年生まれですので、塔南高校ができて明くる年に生まれております。そういう住民の1人の感覚として、そもそも論、このグラウンドといいますか、東吉祥院公園は、認識として、公園という認識をお持ちの区民はほとんどおられません。

そもそもここは、塔南高校のグラウンドとして認知されてきた所でございます。そして、いうならば、新しい住民も増えてまいりましたけども、その方々は、もう既成の事実で、その方たちもここは公園という認識がないんですよ。大多数やと思います。数を数えたわけじゃないですからね。ただ、認識として申し上げておきます。

そういう中で、給食センターの話というのは、そもそも論、京都市の中学校は全員制の給食じゃないんですよ、今。長年、その給食、全員制の中学校給食が求められてきたので、何とかできないかということで。教育委員会にちょっと確認しておきたいんですけども、全員制中学校給食は、何年後を目標に計画立てられていますか。

○川崎会長 事務局、お願いします。

○事務局 令和10年度の実施を目指しに今計画を進めています。

○棕田委員 ということは、今令和5年度、6年度を迎えるとしています。あと

6、7、8、9ね、4年度でやっていかなきやいけない計画として、文教はぐくみ委員会という教育委員会を所管する京都市会の委員会で、1年間議論しているわけです。

そしてこの中で、請願が出ているんですね。その請願の一つは、今市民のお声とおっしゃっています、反対の声だけじゃないんですよ。早くやってください、給食センター方式を中心に考えて、一日でも早く子供たちに、中学校での完全全員制の給食をしてほしいという請願も上がっており、その請願も引き続き来年度、継続として審議していくということでございますから、そもそも論、中学校給食の議論につきましては、今後とも続していくということでございますし、たまたま来年度文教はぐくみ委員会にこの3人が入っておりますのでね、これをずっとやっていくということを含めて、やるべきなんですよ。

ですから、そもそも、これは初めにおっしゃっていたとおり、都市計画審議会ですから。まずは答弁にもございましたように、ここは防空緑地としてね、都市計画決定されているものについて、どうですかという審査の後に必要な規制についてどうするかということを審査する場ですね。

なのにね、どんどん飛躍していって、野球ができる公園が欲しいとかね、これ都市計画審議会でやることではないと私は考えております。私はですよ。個人的ですから、委員の1人として、私はこう思っております。

ですから、今後ですね、今文化市民局もおられますしね、建設局もおられますし、そして教育委員会もおられますけども、やっぱり既成の事実としてね、過去の利用実績は、高等学校のグラウンドとして使ってきました。これ野球だけちゃうんですよ。体育祭もやってきましたね、そして横には弓道場もありましたね。

そういう高等学校の施設として認知されてきた東吉祥院公園という名前が付いているけども、住民としての感覚ということだけちょっと押さえておきたいと思っております。

今後ですね、どういうふうな利用をされるかということを審査するのは、あくまでも議会ですることをございますし、都市計画審議会ですることではないということは、私は思っておりますので、そのことを申させていただいて終わりたいと思い

ます。以上です。

○川崎会長 ありがとうございます。我々もどちらかというと、この会議を進める執行の方では、そういう理解でございます。給食センターそのものの問題を議論しているという感じではなくて土地利用をどうするか。

山田委員、お願いいいたします。

○山田こうじ委員 よろしくお願ひします。そもそもね、よりよい、言うたら京都市、住みやすいまちを作ると、そのために都市計画、これを決定していくということだと思うんです。

それを前提にして考えるとね、これ 2,161 の要は今計画されていることに異議があると、こういう意見が多数寄せられた。さらにね、公園として残してほしい、グラウンドとして残してほしい、これがね、440 件あるんですよ。かなり重い声だと思います。

確かに全市的に見ると、グラウンドの稼働率は充足されているというふうにおっしゃいましたけども、ここ地元からは、少年野球やっている方なんかがグラウンドの確保に本当に苦労されていると、こういう声も出されているわけですからね。

先ほど来、御説明の中でも結論ありきで、出された意見について説明したとか、このことについては充足しているとかということだけではなくて、これをどう受け止めたのか、市民から出されたこれだけの重い意見を無視していいのかと、ここがね大きな問題だと思うんです。

その点の認識についてはね、どなたもおっしゃいませんでしたが、その点については、これ本当にね、どういうまち、どういう利用するかというのは、正に主人公である市民の声をどう受け止めて仕事をするかと、ここに尽くるかと思うんですが、その点についてはどのような御認識なんでしょうか。

何せ、これだけの意見でたった1通の賛成もなかったということですよ。給食センターにするのか、公園にするのか、グラウンドにするのか。これは脇に置いてもね、この意見をどう受け止めて、仕事をなさるのかと。

京都市の責任として市民の暮らしをどう守っていくのかという立場で、この意見をどう受け止められたのかということをお答えいただきたいと思いますが。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○事務局 先ほどの繰返しになりますけども、意見書の内容につきましては、今回の都市計画変更とは、直接関連しないものが大多数であったというところでござります。

都市計画変更に関する意見につきましても、今回の都市計画変更は、給食センターのための変更というものではございませんので、皆様から多数御意見をいただいたものの、我々としましては、この手続を思いとどまるような意見ではなかつたというふうに認識してございます。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○山田こうじ委員 説明書にね、給食センターにするということが示されて、それは困ると、こういう声であったわけですからね。都市計画と関係ない、このように切り捨てていいんですか。それはちょっと乱暴だと思いますよ。

○川崎会長 切り捨てるということじゃなくて、ここで議論する話ではないんですよ、内容について。例えば、都市公園法で再度、また廃止したのをどうのこうのするというのは、都市公園法の中の話であってですね。都市公園法のルールの中で決めていることですから。

○山田こうじ委員 だから、書いてある。

○川崎会長 いやいや、ここに書いてあってもですね、それが一つじゃない、結局決まっていないわけでしょう。決まっていないわけですよね。意見ですよね。

それで、意見の中には作ってもらいたいという人もいれば、いろんな人がいますよ、ほかの物を作ってもらいたい、そういう状態の中で、都市計画で、都市公園法で廃止になったことに伴って放っておいたら、何年経ったって荒れ地になったりするようなことが地方で色々起こっているわけですよ。

だから、そのためにルールというのは、実態と共に今現状である中で、どうあっても柔軟に動けるようにしておくというのが都市計画法の土地利用ルールの一つの考え方ですので。その辺りちょっと堂々巡りになってしまっていて、結局こここの議論の在り方というのは、山田先生言われたみたいに、論点というのはもう一つしかないような気がするんですけどね。

都市公園法の廃止に伴い都市計画の廃止が連動すると、実態に伴って連動すると、後の活用については、先ほどの椋田委員も言われたんですが、地元の方々を通じて、議員の先生方に主導していただいて、文教の会議とかいろんな所でやっていって、それで給食になるのかどうかは、私はよく分かりませんけど、いろんな議論があると思います。今それは決定していないわけです。

これから4年、5年掛けてちゃんとやって、中長期で考えていくというお話なので、それをずっと放っておきっぱなしで、3年も4年もずっとこの都市計画のルールを変えずにいるというのは、これ実態に即さない、防空緑地のまま固定しておくというのは、これは即さないということだけの論点のような気がするんですが。ちょっと山田先生、もし補足いただければ。山田委員。

○山田こうじ委員 説明資料にね、理由説明書の中に書いてあるんですよ、ちゃんと。給食センター方式を導入することとし、用途地域を立地条件及び規模など諸条件を踏まえて本公園を含む同校跡地を給食センター整備地とすることが最も適切な活用だと、このことはね、理由説明書に示されているわけですから、それは関係ないという話にはならない。どうですか。

○事務局 今御紹介いただいたことの続きを読んでいただきたいんですけど、以上のことから、本公園は、令和5年11月30日に都市公園法に基づき廃止されておりというところですので、今御紹介いただいた部分は、都市公園法に基づき廃止された部分の説明というふうに認識しております。

○川崎会長 ですので、こここの説明じゃないんですよ。

○山田こうじ委員 関連しているわけでしょう。関連しているからこういうふうな説明になっているわけじゃないですか。説明が説明になっていない、先ほどから。

○川崎会長 いや、今の説明は都市公園法の廃止の説明なんですよ、ですよね。都市計画法のこの議論の説明じゃなくて、都市公園法の説明を書いておられる。ページで言うと、きちんと理由説明書というのはちゃんと書いてあります、議案書のですね、資料の1の次のページに理由説明書と書いてありますね。ここにしっかり書いてあると思うんですけど。

これは先ほど言ったような、こここのマターじゃない、都市公園法の理由の説明で

すよね。決まっていないわけですよね、現在、まだ。

○川崎会長 先生、何か、よろしいですか。議論の論点を聞いていただいて、最初におっしゃった。

○山田忠史委員 多分いろんな御意見、いろんな考え方、それから説明不足、色々ありますけど、私もその資料を見て、結局、今日ここで何を議論するのと、決めることは何ですかということで。だから最初に確認したんですね。

だから、その都市公園法の話とか、これもここではできないので。それから、給食センターの話というのもここの案件じゃない。だから、何を決めるのかと言ったら、結局、都市計画から外すことになるということだけを審議するんじゃないんですかという、今議論聞いていても、結局決められるのはそこでしょうと思うので。

ただ、だから意見が意味ないという意味じゃないですよ。そういう考え方方が色々あって、ああ、そういう背景もあるんやなと勉強にはなりましたけど。ただし、決めようがないじゃないですかというところで。だからやっぱり、これ議論して、最初に決めるところなので、決めることははっきりしておきたい。そうしないともういつまでもこれ。

○川崎会長 そうそうエンドレスなっちゃうので、論点ははっきりしないっていう、はい、そこを。

○山田忠史委員 ええ、どこで何を決めるんですかというのが。

○川崎会長 こここの会議は何をするかということですね。それから、公園で先ほど御意見があった緑の基本計画の話まで出てきているので、緑の基本計画、私も27年度に作ったので。10平米というのは欧米までいかなくともドイツとかいろんな目標に、若干その下のところの目標ですが、京都はですね、緑比率という土地の条件の緑以外に、目で見える緑視率もあるので、それでいくと27.8とか28ぐらいあるんですよ。

それで結局、今ここで言っているのは、近隣公園としての代替性でいくと、ここ黄色い部分をさっきの部分で増えているんですよね。だから、もともと使えなかつた所、スポーツ公園、高校のものという認識がありましたが、そこの中で今回増えたというぐらいの感じで、周辺の河川とか緑とかそういうのも含めて緑比率、緑視

率でいくと重大な、ここでこれを変えることによって、その重大な何らかの大きな問題点が、緑地計画の基本計画にそぐわないかとか、例えばそこでものすごい大きな問題があればあれですけども、それほど、それほどと言うか、むしろ増えたんじゃないかなという、近隣の形からすると、高校で使っていたわけで独占していたわけですから、高校の。

なので、逆に増えたんだし、それほど問題ないし、逆に言うと、いろんな意見が出て、今議論されているというのが分かったので、重大な欠陥がないっていう状況。

それ市会でやっていただくとかね、別の場所でちょっとやっていただく話かな。いかがでしょう。

**○くらた委員** 山田委員がね、背景が分かったというふうにおっしゃいましたが、それが大事だと思うんですね。つまり、ここでじやあ何を決めるのか、都市計画の変更を是とするか非とするか、それだけなんだとおっしゃるのであれば、それは暴論だと思います。

それはそこに至る経過や手続が正当か妥当か、そのことをしっかりと審議したうえで決めなければいけないことだと思うんですね。

そういう意味で、私やっぱりね、先ほども当局の説明には無理があるなと思うんですよ。だって、この計画変更の理由や理由説明書、それには、正に京都市の政策の一つの方針性というものがきっちり説明されているんですから、当然これ市民が見たときに、やはり給食センター設置のために行われる手続だと理解するのが当たり前じゃありませんか。

だから、そのことも踏まえて、縦覧意見に対して、たくさんの意見が寄せられた。これを職員が真摯に、一件一件丁寧に読み込んでこれ分類、整理をしていただいたというふうに思うんです。

だから、やっぱりこの寄せられた市民意見をしっかりと尊重するということがこの審議会としても、私は真摯に求められる態度だと思いますので、このことは提案をしたいと思います。

それから、合わせて会長にぜひお願いがあります。これまでの議論、まだ御発言されていらっしゃらない委員の方もいらっしゃるかと思うんですが、都市計画法に

照らして、この今回の都市計画変更、そしてその前提である東吉祥院公園の廃止、この適正性には疑義があります。

縦覧意見で、この都市計画の変更に対する賛成意見はゼロ件でした。反対意見が多数であることから、慎重な審議が必要でありますので、継続審議を求める動議を提出させていただきます。これぜひ決を採っていただきたいとお願いします。

○川崎会長　はい、分かりました。後ほどまた決をまとめて採らせていただきたいと思いますけれど、ほかいかがでしょうか、御意見はよろしいですか。

それでは、もう御意見、論点の整理や色々御質問出尽くしたようでございます。ただいまの計議第355号議案について、議決をいたし、原案どおり承認することについて。

○くらた委員　待ってください。動議に対しての決を採っていただきたい。

○川崎会長　そのルールありませんので、動議というは何ですか。議会ではあるかもしれません、審議会の中で動議というのはありませんので。

○くらた委員　審議会ですよ。

○川崎会長　審議会です、はい、審議会です。

○くらた委員　審議会の中で、意見に対するきっちりとした継続審議に対して、是非か、それについてはしっかりと採決を採っていただきたいと思います。

○川崎会長　だから、その内容も含めて、賛成の方、まず挙手をお願いしたいと思っております。そこで決を採っていきたいというふうに思います。

○くらた委員　それは一括では採れないことだと思いますが。

○川崎会長　でも、それは採るか、採らないというのは、今までの審議会のルールの中にはないんですけども。事務局の方いかがでしょうか、今の問題については。

○事務局　はい。今会長がおっしゃっていましたとおり、これまでからも賛成か、若しくは賛成じゃないかということで、決を採るというスタイルですので、それで一定賛成でない方が多いということ、もしそういうことであればそういうお話になるでしょうし、賛成の方が多いということであればそのとおりということになると思います。

○川崎会長　そうです。だから、賛成、反対が表れますので、何十年もそれでやつ

てきておりますので、この審議会。

○くらた委員 違うと思います。賛成か反対かというのは、計画変更に対する決であって、継続審議を求めていますので継続審議に対する賛成か反対かは、きっとそれは別物として採っていただきたいと思います、ここ審議会ですので。

○川崎会長 ええ、審議会ですけれども、それはもう一定論の議論ができましたので、ここで論点の整理もできましたので。

○くらた委員 違う違う。

○川崎会長 今までこれで審議会をずっとやってきておりますので。そこはですね、審議会の今までのルールにのっとってさせていただきたいというふうに思います。

それでは、原案どおり承認することにつきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

人数の確認が終わるまで、お手数ですが、挙手のままお待ちください。

(賛成者 挙手)

○川崎会長 それでは、議案に賛成である委員が多数ですので、本案は、原案どおり可決をいたします。ありがとうございました。

計議第356号  
都企計第608号  
令和6年3月12日

京都市都市計画審議会  
会長 川崎 雅史 様

京都市長 松井 孝治

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の  
決定について（付議）

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

地区計画の決定（京都市決定）

都市計画向島国道1号周辺地区地区計画を次のように決定する。

名 称	向島国道1号周辺地区地区計画	
位 置	京都市伏見区向島上五反田の一部	
面 積	約 5.8 ヘクタール	
地 区 計 画 の 目 標	<p>当地区は、市域南部の宇治川左岸に位置し、第二京阪道路巨椋池インターチェンジに近接するとともに、グローバルに活躍する企業が立地する、市内最大の産業集積エリア「らくなん進都」へのアクセスにも優れている。</p> <p>このような地区において、地区計画を策定することにより、農地など周辺環境や営農環境との調和を図りつつ、産業分野において地域経済を牽引する事業の用に供する施設を誘導し、新たな雇用の創出や域内経済の好循環を図る。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	充実した交通インフラをいかし、近接する「らくなん進都」との相乗効果を發揮する、物流関連分野、飲食料品分野、成長ものづくり分野、環境・エネルギー分野、ヘルスケア・ライフサイエンス分野及び第4次産業革命分野の企業について、優先的に立地誘導を図る。
	地区施設の整備の方針	当地区周辺における将来的な開発も見据え、国道1号に接続する道路を配置することで、地域における国道1号へのアクセス機能の強化を図るとともに、緑地を配置することで、農地など周辺環境や営農環境との調和を図る。また、浸水被害の防止を図るために、雨水貯留施設を設置する。
	建築物等の整備の方針	建築物等の用途を制限するとともに、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物等の高さの最高限度を定めることにより、農地など周辺環境や営農環境との調和を図りつつ、高い生産性や機能性を備え、良好な操業環境が確保された建築物を誘導する。

地区整備計画に関する事項	地区施設の配置及び規模	1 道路 幅員9メートル、延長約343メートル 2 緑地 約3,750平方メートル 3 雨水貯留施設 約6,660立方メートル（地下に設ける。）
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 事務所 (2) 倉庫 (3) 工場（建築基準法別表第2（る）項第1号に掲げるものを除く。） (4) 前3号の建築物に付属するもの (5) バス停留所の上屋
	建築物の容積率の最高限度	10分の20
	建築物の建蔽率の最高限度	10分の6
	建築物の敷地面積の最低限度	10,000平方メートル。ただし、バス停留所の上屋には適用しない。
	建築物等の高さの最高限度	42メートル

「区域、地区整備計画の区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

#### 理由

本都市計画は、充実した交通インフラに近接し、市内最大の産業集積エリア「らくなん進都」へのアクセスにも優れる本地区において、地区計画を策定することにより、農地など周辺環境や営農環境との調和を図りつつ、産業分野において地域経済を牽引する事業の用に供する施設を誘導し、新たな雇用の創出や域内経済の好循環を図るものである。

○川崎会長 それでは次に、計議第356号議案を議題といたします。この議案は、向島国道の1号周辺地区地区計画の決定に関する案でございます。

それでは、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、計議第356号議案につきまして説明をいたします。

2、計議第356号議案のフォルダのうち、星マークのついている資料2-4説明資料を御覧ください。資料の上の方を青色で表記している資料でございます。

本議案は、向島国道1号周辺地区において、新たに地区計画を決定しようとするものでございます。

次のページでございます。

まず、本地区計画の背景となります産業用地創出の取組でございます。令和3年3月に取りまとめられた大規模産業用地創出の方向性では、工業・工業専用地域において、1ヘクタール以上の大規模産業用地の確保が困難であることや、工場立地における高速インターチェンジの重要性が高まっていることなどから、農業上の土地利用との整合を図りつつ、幹線道路からのアクセスが良い市街化調整区域において産業用地の創出が必要とされています。

次のページでございます。

令和3年12月には、交通、物流環境に恵まれた特性をいかし、近接するらくなん進都との相乗効果の発揮が期待できることから、図中に水色でお示ししております約4.3ヘクタールが地域未来投資促進法に基づき、重点促進区域に指定されました。以降、民間企業において、立地検討が進められておりまして、そのうち赤色でお示ししております箇所において、事業実施の目途が立ったところでございます。

次のページでございます。

本地区では、野村不動産株式会社が物流施設の建設を計画しております。概要は、記載のとおりでございます。

次のページでございます。

地区及び現在の都市計画の概要でございます。図中に赤色でお示ししている区域が向島国道1号周辺地区であり、第二京阪道路巨椋池インターチェンジに近接する面積約5.8ヘクタールの区域でございます。

本地区は、市街化調整区域内に位置しており、現在の都市計画制限は、記載のとおりでございます。

次のページでございます。

京都市都市計画マスタープランにおいて、ものづくり産業等の集積地における土地利用及び方面別指針南部に記載のとおり位置付けられております。

次のページでございます。

次に、地区計画の内容でございます。

地区計画の目標としましては、新たな雇用の創出や域内経済の好循環を図ることとしております。土地利用の方針につきましては、物流関連分野をはじめとした6分野の企業について、立地誘導を図ることとしております。

次のページでございます。

次に、地区施設の整備の方針でございます。アクセス機能の強化のための道路、周辺環境等との調和のための緑地、浸水被害の防止のための雨水貯留施設を設置することとしております。

建築物等の整備の方針については、高い生産性や機能性を備え、良好な操業環境が確保された建築物を誘導することとしております。

次のページでございます。

次に、具体的な制限を定める地区整備計画の内容でございます。まず、地区施設の配置及び規模について御説明いたします。図中に赤色でお示ししております道路は、幅員9メートル、延長約343メートル、緑色でお示ししている緑地は、約3,750平方メートル、水色でお示ししております雨水貯留施設は、約6,660立方メートルをそれぞれ設置することとしております。

次のページでございます。

次に、建築物等に関する事項でございます。建築物等の用途の制限につきましては、建築できるものは、事務所、倉庫、工場、これらの建築物に付属するもの、そしてバス停留所の上屋としております。

建築物の容積率の最高限度及び建築物の建蔽率の最高限度は、現状の制限から変更はございません。建築物の敷地面積の最低限度は、1万平方メートルとしていま

す。建築物等の高さの最高限度は、42メートルとしております。

次のページでございます。

最後に、法定縦覧及び意見書について御報告いたします。都市計画法の規定に基づき、令和6年2月7日から2週間公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出が1通ございました。

主な御意見としましては、道路の計画に関し、都市計画道路があるにもかかわらず、それを無視し開発されるのは、今後、重点促進区域の開発に支障を来す、決定済みの都市計画道路と同程度の道路が確保されるように計画の見直しが必須であるなどの御意見をいただきました。

また、これらの御意見のほか、いただいたその他の御意見につきましては、資料2-3参考資料2に記載しております。

これらの御意見に対する本市の見解でございます。今回のように、重点促進区域において地区計画を定める際は、国道1号等へのアクセス道路として、地区施設の道路を必須としております。これにより、企業立地と同時・並行して、アクセス道路が整備されるため、今後の重点促進区域の開発に支障を来すことはないと考えております。

一方で、御意見にある都市計画道路は、市南部地域の広域的な東西交通を担う幹線道路であり、地域内におけるアクセス機能を担う地区施設の道路とは、機能が異なるものと考えております。

なお、御意見にあります都市計画道路につきましては、事業化までに相当の期間を要することが見込まれます。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○川崎会長　ただいま事務局から説明がありました計議第356号議案につきまして、質疑応答に移ります。

まずは、スクリーンに向かって右側の座席の学識、行政、市民公募の方々、いかがでしょうか。御意見、御質問ありましたら、挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。兒島委員、お願ひいたします。

○兒島委員　ありがとうございます。時間も押しておりますので、簡潔に申し上げ

たいと思うんですけども。基本的にこの議案については、このままでというふうに思っております。

少しそれで御意見といいますか、申し上げたいんですけども。先ほどもありましたけど、らくなん進都のちょうど南、宇治川挟んで南という理解でよろしいですよね。はい。

そのうえで、御説明もあったんですけども、むしろらくなん進都よりもインターチェンジに近いということもあって、立地としては非常にいい所ではないかなというふうに思っておりまして、らくなん進都、この前の都市計画で見直しされたところなんですけれどもね。色々市有地もございますので、なかなか一気に進むということはないとは思っておるんですけども。ですから、それでしたらまず、この地区計画を決定していただきますと、逆に、その南の方かららくなん進都の後押しになるのではないかというふうに思っております。

私も商工会議所なんですけども、都市整備の委員会を設置しておるんですけどもね、委員のほとんどが、都市計画の見直しも含めてなんですが、これはまだ議論までいっていませんけれどもね。とにかく決まった以上は、できるだけのスピード感を持ってやっていただきたいというのが、ここの意見でございますので。今回の決定につきましても、決めていただいたら、今回計画で意見というのがありますけれども、ぜひ新たな事業者さんを導けるような、それは京都市さんがやることではないかもしませんけれども、いろんな周知も含めてやっていただきたいというの私が私の意見でございます。以上でございます。

○川崎会長 ありがとうございます。事務局の方、ただ今の御意見についていかがでしょうか。

○事務局 産業観光局でございます。

まず、この向島の取組につきましては、令和4年1月の制度運用開始以降、現在までに事前相談も含めて、数十社から相談を受けている状態でございます。事業者様と土地所有者様の交渉内容にも関連しますので、具体的な中身の発言は差し控えさせていただきますが、事業者様からは、本件以外に、2箇所のエリアで土地所有者様と事業者様の間で土地取得に係る交渉がおおむねまとまっているというよう

な御意見もいただいているので、今回の件をきっかけに、一層進んでいけば、我々としてもいいと考えております。

○川崎会長 ありがとうございます。現状とあまり変わらない状況の容積とともに含めて、さらに雨水貯留施設と、それから緑地配慮ということが、プラスアルファで。全国の物流センターがこういう形で動いてきている中で、京都市も大きな物流センターとして、こういう雇用促進も含めて、考えていきたいということでございましたが、よろしいでしょうか。児島委員。

○児島委員 会長おっしゃいましたけれども、7ページの地区施設の整備方針、これをしっかりと守っていただきてやっていただきたいと思います。以上です。

○川崎会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか、ほかございませんでしょうか、御意見、よろしいでしょうか。市木委員、お願いします。

○市木委員 前回の審議会で出たらくなん進都に続いて、この重点地区で区域の第1号で決定されるのは、こういう所に産業振興がされるのがいいことだというふうに理解しているんですけど、今ちょっと御議論になった地区施設の中で雨水貯留施設だけ、ちょっとほかの施設と趣が違って、理解のために教えていただきたいんですけど。ここの浸水被害の防止というふうに、スライドで8枚目だと思うんですけど、これはどの辺りの浸水被害の防止をイメージしたらいいんですかね。

○川崎会長 いかがでしょうか、地下で6,600立米ですかね。事務局いかがでしょうか。基本的に浸水被害だと思うんですがいかがでしょうか。お願いします。

○事務局 お答えいたします。このたびの重点促進区域内におきまして、今後、個々に事業を展開していくに当たりですね、やはりこの浸水想定がされるエリアですので、個々の事業者ごとに、そういうことを御対応いただくということですが、対応としましては、巨椋池のエリア全体を想定して、検討していくということでございます。

○市木委員 極めて一般的には、こういう宇治川みたいな大きな水域に近い所で個別に貯留するというのは、考え方があまり合理的ではないので、恐らく今周りが農

地で、ここで周りが氾濫しても重要ではない所に、こういう施設ができる、現状は雨水排除の施設としては十分でない所でこういう地区計画をされるので、この措置は理解できるんですけども、この重点促進区域でこれからこういうことが進展していくとすると、本来的には地区施設というよりかは都市施設として、京都市のところでお考えになったほうがいいような施設かなというふうに思いますので、これからこういう所を進めていかれるときに、地区計画としてやるべき施設と、それから京都市としてこの区域、あるいはもっと大きな地域でまとめての下水あるいは雨水を、雨水についてもどうやって排除するかということをお考えになっていかれたらいいのかなというふうに思います。

○川崎会長 ありがとうございます。非常に重要な御指摘をいただいたと思います。今、西欧でも、アメリカの小都市なんかでも、全体の都市の中で排出計画をどうするかという、雨水排水をどうするか、貯留施設を個々に作ったり、池を作ったり、それから場合によっては、グリーンインフラみたいな所で浸透水をやったりとか、色々組み合わせてやっている防災計画の一つなんでしょうけど、排水排出計画というのがしっかりとあって、そのうえで、自治体がそこをしっかりと整えるということは、非常に大きな役割でもありますし、今回の地区計画の中でも、小さいことですけど、例えば、この雨水貯留を緑の水に回転させるような方法とか、そういうのももしかしたらあるかもしれませんし、いろんな使い方が実はこの雨水貯留ってあると思うんですよね。

ですので、先生がおっしゃられたみたいな形で、両面から、都市にとって重要な排水計画なり、水の利用というのができればということを御指摘いただいたと思いますので、どうもありがとうございました。

○市木委員 ちょっとすみません。つまり、そういう、今の川崎先生の御説明いただいたことと、それからそれが機能するのは、極めて水域の上流であればね、機能としては十分な期待ができるんですけども、浸水被害防止というその考え方だけを出すと、こういう水域に極めて近いところで貯留するよりもできるだけ速やかに排除しましょうという考え方方に立つべきだと思うんですね。

そこのところは、少し市としての考え方をうまく整理しておいていただいた方が

いいかなと思います。

○川崎会長　はい、大切な御意見ありがとうございました。ほかいがでございますか。

それでは次、議員の先生方から御意見がございましたら。はい、山田こうじ委員、お願ひいたします。

○山田こうじ委員　よろしくお願ひします。

今回の、これ地域経済牽引事業を促進することを目的とする地域未来投資促進法による農地転用の特例による産業用地の創出ということです。

地区計画の内容には、農地など周辺環境や営農環境との調和を図りつつ、産業分野において地域経済を牽引する事業の用に供する施設を誘導し、新たな雇用の創設や地域の経済の好循環を図るというふうにありますが、これ3年、4年前かな。産業力向上について、2021年の総務消防委員会、産業観光局の質疑をさせていただきました。

ここをちょっと見に行ってね、農業やっている方にお話を伺ったんです。先代から引き継いだ農地で、その当時41年間、だから今45年目なのかな。土から作って、5反の農地を家族3人で専業されている方のお話がありました。稻作をされていて6月には苗を植えて、8月に収穫すると。その後、淀大根を栽培されています。またビニールハウスで、トマトやキュウリの栽培もされていました。

この用排水分離で高度利用ができる優良な農地を育ててきた、こういうふうにおっしゃっていました。後継者もあり、この土地を離れられないともおっしゃっていました。

地域経済を牽引するとして農業を振興するのであればね、農業を振興するべきだというふうに思うんです。このときのお話では、事前の京都市からの説明が全くない。現地を見に来たということもなかったと。地元置去りだというふうにおっしゃっていました。

民間事業者に丸投げで、京都市は何もしていない。不動産業者が5、6件陣取り合戦になっているともおっしゃっていました。地権者の声も聞かず、一方的に進められていると怒りの声が上がっていました。

事実経過をただしたところ、この委員会でね、答弁で、昨年、これ2020年です。産業政策上の課題として、市内でまとまった産業用地が不足していることから、市街化調整区域における、産業用地として非常にポテンシャルの高い場所について、産業用地化できないかということで検討を始め、2020年の12月に向島地域国道1号線宇治川の南側の地権者219人に対して、産業用地創出のための特例許可の検討について、全土地所有者の方にお知らせの通知文書を配付いたしまして、その後、コロナの緊急事態宣言が明けた3月に、土地所有者の方を対象に説明会を2回に分けて開催したと、こういうふうに答弁されていました。

この時点でね、地権者の理解は得られていなかったのではないですか。

○川崎会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局 令和3年度に実施した説明会において、実際のこの地域未来投資促進法に基づく産業用地の創出に対して、反対意見はなかったと認識しております。

○川崎会長 山田委員。

○山田こうじ委員 いや私ね、2020年、伏見区役所で12月に開催された説明会に参加させてもらいました。そのときもね、どうやったと聞いたら、反対意見はなかったとおっしゃったんですけどね、もう反対意見ばっかりやったんですよ。

実際、地権者の説明会と言いながらも不動産業者がもういっぱい来ていると、本当に地元の方怒っておられました。

土地を買い占め、買いあさり、虫食いやと。農家の方がこういうふうにおっしゃっていました。無秩序な開発なく周辺の同意が必要だということだけでも、こんな所でね、開発と調和された農地なんて、そんなもの存在せえへんやないかと。こういう話をされている方もありました。

地区計画で、産業用地を農地の中に作って、物流センターや工場が来たら、農業を続けられへんと。こんな声もありました。障害になると、こんなふうにもおっしゃっていました。虫食いにならないように、最低1ヘクタール以上でないと認めない、虫食いにならない、こんなふうに答弁されていましたけども、現状どうなっているか、ちょっとびっくりしましたけどね、これ。当時1ヘクタールが、もうその5倍、6倍の計画になっていると。

これ本当にあのときの説明会からしたら、ちょっと考えられへんような計画が今回浮上したと、びっくりしているんですけど、本当に地権者に虫食いにならない、環境に調和した開発になるというふうに思っておられるんですか。

○川崎会長 その土地を持っておられた方の御意見とともに含めて、はい、お願いいいたします。

○事務局 お答えいたします。この度の重点促進区域における取組については、計画的に虫食い状の土地利用にならないように、まとまった土地利用を誘導すべく進めているところでございます。

加えて、本件計画につきましては、野村不動産でございますが、事業者において既に土地の取りまとめを完了しているところでございまして、土地所有者の方には十分な御理解をいただいているものと認識しております。

また、野村不動産におきまして、令和5年10月に周辺地権者を対象とした説明会を実施しております。その中で、交通処理に関する方法、あるいは、雨水貯留施設の規模などに関する御質問をいただきましたが、事業者の方から丁寧にお答えもいただいておりまして、周辺の方々の御理解も得られているものと認識しております。

なお、説明会では事業計画そのものに対する反対というのはなかったと認識しております。以上です。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○山田こうじ委員 そやけど、本当にようそんなこと言えるねと思うわ。説明会で、もういっぱい困るという声、農業という産業をやっている、その産業を潰して産業用地を作るって何事やと。こんなことをおっしゃっていた方もいらっしゃいます。

現にね、今農業をやっている、先ほど紹介した方ですけど、代替地を探すから、のいてくれと言われているけど、のけへんと。長年にわたってね、土作ってこられているんですよ。その場所でないと、今本当に優良な農地で、稻作から淀大根を作つて、別の所に行ったらまた一から土作らなあかん、土地作らなあかん、農地作らなあかんわけですよ。

そういう状況があって、虫食いにならへん、要は確かにね、後継者がいないので

土地を手放したいという方もいらっしゃるかもしれない。こんな計画して虫食いなれへんようにしようと思ったら、地域で分断になりかねないと。

さらに、これ今回の計画の敷地は5万5,000平米、建物面積3万1,000平米、延べ面積は13万平方メートル、高さ42メートル、これ当初の6倍近い大規模なものですから、周辺のね、農地なんかも日影とかいろんな意味でね、農業をやっていくうえで、この支障が出るのは、もう目に見えているじゃないですか。

今本当にね、農業そのものをしっかりとね、支えていくことこそ、この現在地で農業を続けられるように支援することこそね、京都市の仕事ではないのかと。本当に今、食の安全の問題も含めて、農業を見直されなあかんときに、物流センターなんて持ってきてね、優良な雇用が創設されるのかと、どうなのかという本当に疑問でしかありませんが。今こういうふうにおっしゃっている方がおられるこれを認識されていますか。

○川崎会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局 お答えいたします。まず、先ほど繰返しになりますけれども、私が申し上げた説明会の内容につきましては、昨年の10月に開催されたものでございまして、今山田委員がおっしゃっております令和3年の説明会とは別の説明をさせていただきました。

繰返しですけれども、その説明会におきましては、反対意見がなかったということです。

あと、今山田委員からの御指摘のございました虫食い状のということでござりますけれども、今現状どこが虫食い状の土地になっているかは、我々ちょっと認識はございませんので、その点お教えいただければと思います。以上です。

○川崎会長 山田委員、いかがでしょうか。

○山田こうじ委員 いや、現にね、土地は離れられませんと、別の所で農業できませんと。こうおっしゃっている方がおられる以上ね、この計画は見直さなあかんのと違うかなと。

ここは生産緑地ではありませんけど、都市計画審議会ではね、生産緑地について報告もされています。本来、もともとはね、生産緑地は、都市においては、住宅用

地に供出されるべきものだというふうに位置付けでしたけども。平成27年だったかな、都市計画的な土地の利用を生産緑地という制度だけじゃなく扱い手の農業経営の問題、農業振興の施策、様々な所と連携してしっかりと取り組んでいくと、都市にある農地も都市にとって必要なものだと、こういうふうに位置付けられて、都市の農業振興ということがね、位置付けられるようになっています。

生産費用、この間、これ一昨年の生産緑地の審議のときでしたけども、農協の組合長さんが出席されていまして、肥料などが高騰している、この生産費を転嫁できる制度がないと。需要と供給の原理で価格が決まると訴えておられました。農業従事者の高齢化についても指摘されました。新規就農に一応産業観光局として、就農支援なんかやっておられたけども、5年では一人前になれない。こういうふうにもおっしゃっていました。

食料自給率はね、1965年、65%だったものが今38%にまで落ち込んでいます。2022年の畠作経営の平均年収が、補助金入れても223万円、稲作経営では、平均年収が1万円と言われるような記事も読ませていただきました。農業ですね、今食べていけないような状況になっている。こういう実態があります。

本当にね、説明会で産業用地の創出と言われるけど、わしら農家という生産をやっている、産業をやっているいるんやと、先ほど紹介しましたけど、農業を何だと思っているんやと。こういうふうにもおっしゃっていました。

農業を続けたい農家、また、後継者がいなくて土地を売りたい農家もあるのも事実だと思いますけど、農林水産省は、農地の多面的機能として、農業農村は私たちが生きていくのに必要な米や野菜などを生産する場としての役割を果たしています。しかし、それだけではありませんと。農村で農業が継続して行われることにより、私たちの生活に色々な恵みをもたらしています。この恵みを、農業農村の有する多面的機能と呼んでいます。

本当にね、農業って本当に大事なんですよ。例えば、水田は雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生き物を生み育て、また、新しい農村の風景は、私たちの心を和ませてくれるなど、大きな役割を果たしており、その恵みは都市住民を含めて国民に及んでいますと。こうした恵みをお金では買うことのでき

ないものであり、農業農村の持つ様々な恵みを思い支えていくことが必要だと。これ、農林水産省がね、おっしゃっているんですよ。

この43ヘクタールの本当に貴重なね、農村の風景、ここにこんな巨大な物流施設作ったら景観的にも、地域環境にとっても、もう多大なマイナスと言わなければならない事態になるんですよ、なると思います。

本当にね、この国の誘導による産業用地の創出にお金を掛けるのではなくて、やっぱり今本当に農業が食べていけるような農業の振興をする、そのことが、京都市の役割。

担税力を上げるとか、京都市全体の活性化と言わはるけど、本当にそういう一人一人の既存の事業者、農業者、これを元気にすることなしに、よそからそんな物流センター呼んできても、結局は、要は、不安定な低賃金の雇用を生み出すだけにならざるを得ない。こんなことでね、今まで失敗しまくっているわけでしょう。そこに反省が要ると思うんです。その辺について、どのようにお考えでしょうか。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○事務局 まず、先ほど来から、委員が令和3年の3月に開催された件で、多数の反対があったという御発言がありましたが、当日は、対象者が219名に対して74名。ただ、この74名は、必ずしも地権者かどうかは、代理の方もおられますので分かりません。

その中で質問の内訳につきましては、実際の今回の特例許可の制度に対する質問が15件、取組に対する意見というのが2件ありますと、恐らくその2件のうちの1件が、先生がおっしゃられている、反対されているという意見かと我々は理解しております。

そのうえで今回の産業用地の創出に当たりましては、委員の御発言のとおり、農業振興との調和を図る必要があると我々も考えておりまして、向島エリアでは、農業振興地域から外れた区域を産業用地の創出の対象としておりまして、この重点促進区域につきましては、農林水産省を含めた主務大臣の同意を得て指定しておりますので、そこは御理解いただければと思います。

なおかつこの取組につきましては、地域未来投資促進法の土地利用の調整計画も

活用して、原則転用できない農地転用について、例外的な許可の選択肢を増やすことで、土地利用の幅を広げるというものになります。このため、土地所有者の土地の利活用について、何か我々が強制したり、制限を増やしたりというものではなく、どのように土地を利用するかは土地所有者の判断で決めていただくことになります。このため、農業の継続を希望される方については、引き続き農業も進めていただけるというものでございます。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○山田こうじ委員 あくまでもね、本当に例外中の例外で、特例許可で農地を転用して、産業用地を創出すると。一旦ね、農地が農地でなくなれば、農地に戻すことは不可能なんですよ。

本当に長年に掛けてね、農地を作り、作物を作ってこられたこの方の思いをしつかり寄り添ってね、1人でもね、この中でここから動くことはできへんという方がいて、その周りの方も含めてね、提供しようという方もいらっしゃる。でも、やむなく続けられない、後継者がいない、生産、農業では食べていけない、先ほど言つたような、要は農業者の実態がありますから、しっかりとここはね、京都市として農業が続けられるように支援することが第一であり、産業用地、よそから事業者呼んできて、農地を潰すなんていうことは、断じて認められないと、このことは強く求めて終わります。

○川崎会長 ありがとうございました。御意見承ったということでございますが、ほかいかがでしょうか。

物流センターの問題ってね、色々あると思うんですが、土地を所有している人が土地に対してどれだけ愛着を持って、どうやって利活用していくかと、先ほど山田委員が言われた生産緑地がどんどん減っていく中で、どういう維持者がいるかというのは、これ農業の方の問題でしっかりとやっぱりやっていただかないといけませんし、支援とか財政とかそういう中で、議員の先生方の御提案というかそういうものも非常に大きく、これから活動していただいて、生産緑地の歯止めも掛けないといけないということもそうですし。

ただ、景観の問題については、最近の私、全国でちょっと物流センターの建築物

とか、色々見ていたんですけども、なかなか新しいものでしっかりとし、要するに、色とかですね、それからセットバックを大きく取って、グリーンを大きく植えるとか、そういう意味で、周り農地なので、それほど守るべき京都の中心部みたいな守るべきものがないので、といえども、ある一定のグリーンをしっかりと植えて、そこで働く人たちが目にする所ですので、物流センターの機能というのをしっかりと保ちながらですね、そういう景観に配慮するということが大事かなというふうには思っており、お伺いしておりました。ありがとうございました。

放棄して放っておくと、虫食い状態で、農業としても活用されないし、縁も出てこない裸地のままということで、土地の有効活用ができないということで、土地を持っておられる方がどうしようもないときに、どうしようもなくてこれ以上続けられないというときに、合理的な有効的な土地の活用ということでこういう制度ができて、しっかりと今動いているところでございます。柔軟に使うというようなことでございます。

ありがとうございました。ほかよろしいでしょうか。棕田委員、お願いします。

○棕田委員 説明資料の確認ですけど、こういう場合ですね、地番、この当該土地のですね、地番等々は示さなくていいんでしょうか。

○川崎会長 いかがでしょうか、お願いします。

○事務局 お答えします。地区計画につきましては、その区域の明示を合理的にということでございます。この度、地区計画の区域については、野村不動産が取りまとめをした土地の区域ということで、区域の境界につきましては、地番界というふうに設定をさせていただいておりますので、細かな地番については、記載はしておりませんけれども、区域の明示については、地番界という形を書かせていただいてございます。

○棕田委員 地番じゃなくて、それまでのこの表示ですね。伏見区です。そして地区はどうなっているかということも、示さなくていいですか。

○川崎会長 どうぞ、お願いします。

○事務局 恐れ入ります。都市計画審議会資料の0番のフォルダでございます。0番のフォルダの、0議事次第というフォルダの中に、P D F ファイルの04番の議

案書というファイルがございます。

P D F のファイルでいきますと 6 ページに書いてございまして、そこに本件の地区計画の計画書を記載しております、そこにですね、都市計画法にのっとりまして、位置の記載をすることになっておりまして、京都市伏見区向島上五反田の一部という形で明示をさせていただいております。失礼いたしました。

○棕田委員 というのはね、浸水のお話も先ほどございました。想定区域というものを調べるに当たって、やはり具体的に場所が分からないと説明が付かないですね。

ただ、この近隣にはね、京都市の災害用の備蓄物資の搬出拠点がございますね。もう少し北ですけど。ですから、そんな頻繁に浸水が想定されるような地区にそんな物資を置いておくというのはおかしな話ですけどね。ですけども、もともとそろやって浸水に対しては、今雨水に対するですね、ここの場所限定の対策が講じられるということでございますけれども、そこまで想定していないのかなということです。

ただ、今後やはりそういう貯水ということに関しては、雨に強いまちというのは京都の一つの看板ですので、そういうことも保証できるということです。

田んぼだけやつたら、それはできないですからね。もともとここは、もう本当に、冒頭の御説明で、巨椋池ですからね。京都のモン・サン＝ミッセルというぐらいですね、江戸時代にはお城が建っておったわけですね、浮き城が。

そういう地域なので、やはり水というものに対して、干拓地ですから、色々と弱いかなというふうに思われるんですけど、近年そんなに水が浸いたことないと思うんですよ。そういうことを、やっぱり物流拠点にするに当たっては、保証しなきやいけないので、貯水の施設を作られるということですね。

ですから、いずれにしてもね、都市間競争があるわけですよ。物流拠点がどんどんですね、京都市から離れていきます。郵便の拠点も南の方に行ってしまいます。また、いろんな通信販売の拠点も南の方に集中しているけども、どちらにしてもね、京都市というのは、京都府内の中でも 6 割の人が住んでいる所なんでね、その拠点というものの必要性というのをもう少し言っていくべきじゃないかなと私は思うんですよ。

ですから、今後、野村不動産がされるということでございますけれども、説明していく中で、なぜ必要なのかということと、先ほども議論ありましたように、農業との共生というものがやはりしっかりと図られないとどうしようもないと思いますね、場所として。

ただ、今大変苦しんでおられる農業従事者おられて、収入が保障されないという議論もありましたのでね。そういうことも含めてしっかり説明していくということとプラス、やはり日影の問題ですね。セットバックされるということですけど、農地からの日影の問題が出ると、作物に影響が与えられるわけでございますので。例えば、日本ではそんなないです。海外だとですね、看板一つ建てただけで訴えられるような所たくさんありますので。そういうことも含めての説明も兼ねてしていただきたいと思いますが、最後にどうですか。

○川崎会長 いかがでしょうか。お願いいいたします。

○事務局 委員御指摘いただきましたように、農業上の土地利用の調和というのは、大変極めて重要というふうに認識してございます。

先ほどお話ございました日影については、営農する環境上極めて重要と認識してございますので、この度の計画につきましても、高さ、この野村不動産の計画については42メートルを上限とする、設定するということ、これにつきましては、北側の農地に与える営農環境として支障のあるような日影が生じない形で今後検討されるというふうにお聞きをしておりますので、その部分についても、我々としても引き続き確認をしてまいりたいと思います。以上でございます。

○川崎会長 ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、ただいま御意見出尽くしたようでございますので、ただいまの計議第356号議案につきまして、議決をいたしまして、原案どおり承認することにつきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

人数の確認が終わるまで、しばらくお待ちください。

(賛成者 挙手)

○川崎会長 それでは、議案に賛成である委員が多数ですので、本案は原案どおり

可決をいたします。ありがとうございました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

○川崎会長 続きまして、鞍馬二ノ瀬町の地区における地域まちづくり構想策定について、報告がございます。

それでは事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、鞍馬二ノ瀬町地区における地域まちづくり構想の策定について御報告を申し上げます。

3、報告案件のフォルダのうち、星マークの付いている説明資料を御覧ください。資料の上の方をオレンジ色で表記している資料でございます。

次のページでございます。

最初に、本市の都市計画マスタープランにおける地域まちづくり構想について、御説明いたします。

スライドの左側を御覧ください。

本市域内の様々な地域では、住民・事業者・行政をはじめとした多様な主体のパートナーシップによる個性豊かで魅力的な地域でのまちづくりが進められております。

本市では、これら地域ごとに検討された地域の将来像とまちづくりの方針について、本審議会に御報告を申し上げたうえで、スライド右側に記載しております、都市計画マスタープランの地域まちづくり構想として位置付けております。

この地域まちづくり構想に基づき、地域の将来像の実現に向けて、都市計画の面からも支援をするものでございます。

次のページでございます。

鞍馬二ノ瀬町地区の概要について御説明いたします。鞍馬二ノ瀬町地区は、叡山電鉄鞍馬線の沿線にあります自然豊かな山間集落でございます。スライド右側に主要な都市計画制限をお示ししております。

当地区は、市街化調整区域に指定されておりますが、市街化区域にも近接しており、公共交通機関による市内中心部へのアクセスにも優れています。

次のページでございます。

地域まちづくり構想の策定に至る経緯でございます。スライド左側にお示ししておりますとおり、鞍馬二ノ瀬町地区では、人口減少、それから高齢化の進行、空き

家の増加に伴いまして、地域と調和しない土地利用が発生しております。

このような状況を踏まえまして、令和3年10月に設立されました地元役員などの方々で構成されます「二ノ瀬の今を考える会」が中心となりまして、地域課題の共有、そして今後のまちづくりの方策などについて検討を進めてこられました。

令和5年12月に、二ノ瀬町総会での承認を得て、二ノ瀬まちづくりビジョンを策定されたことを受けまして、この度、同ビジョンを都市計画マスターplanの地域まちづくり構想に位置付けるものです。

次のページでございます。

それでは、地域まちづくり構想の概要について御説明をいたします。まちづくりの理念・基本的な考え方としまして、皆の力で守り育てる、節度ある営みと豊かな暮らしがあふれる二ノ瀬を掲げております。

地域の目標・将来像としまして、豊かな自然に囲まれた小さな集落であることをいかして、健康で文化的な生活、安全で安心できる生活などが実現できる住宅地としての二ノ瀬を目指すこととしております。

次のページでございます。

地域のまちづくりの方針についての御説明です。当地区では、①豊かな自然環境を守る、②安心で良好な住環境を守る、③移住・定住、世代交代のしやすい環境を育てる、これら3点をまちづくりの方針に掲げ、これらの方針の下、豊かな自然の中で、安全で安心できる住宅地としてのまちづくりを進めることとしております。

以上、御説明いたしました構想に基づきまして、現在、当地区では、地区計画の策定に向けて検討が行われておりますが、本市としましても、その取組をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

報告は、以上でございます。

○川崎会長 ありがとうございました。それではただいまの報告につきまして質疑応答に移りたいと思いますが、まず右側の学識、行政、市民公募の委員の先生方、いかがでしょうか。御意見ありましたら、お願ひいたします。是永先生、お願ひします。

○是永委員 ありがとうございます。こちらは報告案件ということですので、そん

なに審議ということではないとは思うんですけども、まちづくりとして、住民が 131 人という非常に小さい集落で、その中で、高齢化率が 46% ということになりますと、若い方がかなり少なくて、地域自体が非常に高齢化しているということです、これはこの地区に限らず日本全国である事象だと思うんですけども、そういう所でこういうようなまちづくりの構想をされたいという、この動きがあるというのは、ある程度やっぱり行政の京都市さんが、何となくこういう地域は支援しないといけないかなという動きが、動きというか、そういう観察のようなことがあって、こういうまちづくり構想の策定に至ったのか、それとも、例えばまちの中に何か問題がやっぱり起こって、住民から自主的にそういう動きがあったのかという、プロセスを少し教えていただきたい。

また、やはり、景観保全という意味では、風致が掛かっておりますので、かなり厳しい規制が掛かっているとは思うんですけども、やっぱりその中で、建物の外觀とか、そういう物理的なことだけではなくて、ここは非常に鞍馬へのアクセスがよい所で、駅から近い所ですので、これからちょっと懸念されるのは、やっぱり観光化が進むと、住民の生活がどういうふうに守られるのかなというのが、一方で非常に心配なことがありまして、まちづくりのビジョンの中には、住宅地としての二ノ瀬を目指すということが書いてございますので、ある一定の住宅地としてのという、コンセンサスは取れているのかなという気がするんですけども、何分住民がやっぱり 131 人でそのうち高齢化率が非常に高いということになると、実態として、そこに関われる、そこに運動というか、まちづくりに参画できる若い力というんですですかね、そういうのが、やはりなかなか継続性を持って維持できるのかなというのが、ちょっと心配というのがありますと、そこに対して、行政としてどういうふうに伴走支援ができるのかなとかですね。

最終的にまちづくりというのは、その地元の人たちで活動できるように地域の力を育てるというのが重要だと思うんですけども、やはりスタートが 131 人ですと、これからどういうふうに減っていくのか、増やしていくのかというところだと思うんですけども、その辺りに対して、京都市としてどういうふうなビジョンとか、どういうふうな伴走支援の仕方を考えていらっしゃるのかというのを少し教

えていただければと思います。

○川崎会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。様々な御意見をいただきました。

まずですね、これまでの検討のプロセスということ、それから、今後の取組に向けた行政的な支援ということですとか、あるいは、この鞍馬の自然豊かで風情のある景観保全といったところ、様々な観点から御質疑をいただきました。

これまでの検討プロセスでございますが、この地域につきましては、先ほど御説明申しましたように少子高齢化、人口減少、それから、それに伴う空き家の増加といった地域の課題、それに伴って、地域と調和しない土地利用の発生、これはやはり地域の外部から投資目的で不動産を取得していくような動きも散見しているというふうにお聞きをしておりますので、そういうことに対して、やはりもともと小さな集落でございますが、地域の方は大変な危機感を持ってこの状況を受け止めておられて、今スライドに映っておりますけれども、令和3年10月に、二ノ瀬の今を考える会というところで、地域の役員、若手の方を中心に、こういうことを真剣に取り組んでこられたというところでございます。

この間ですね、地域で様々な勉強会ですか、住民、地権者を対象としたタウンミーティング、あるいはアンケートの実施、様々精力的に取り組まれてきたところで、この度のビジョンの策定につながったということでございます。

今後ですね、先ほども御説明しましたが、地区計画の策定につなげていきたいということでございまして、なかなか高齢化によって、その地域の担い手がいないというところ、この課題をまず解決していくためには、外部からの移住・定住を受け入れやすい環境を作っていくかといけない。そこを地区計画で実現をしていくということで、今市街化調整区域でいわゆる血縁関係のある人でなければ、家を建てられないところ、これを外部からも移住される方が家を建てられるようにしていく、こういった部分を目指しながらですね、地域の担い手を獲得し、コミュニティの存続ということをしっかりとやっていく、この部分について、目指していきたいという地域の強い思いがございます。

こういった取組というのは、先ほどおっしゃいましたようになかなか地域だけで

は進めていけない部分もございます。

そういう部分につきましては、京都市の方で、こういった地域のまちづくりを支援する専門家、アドバイザー派遣といった制度もございますし、そういったところを活用しながら、しっかりと支援をしていく。

なかなか立上がりの部分というのは、その分非常に課題がありますので、まちづくりの取組の立上げの部分でしっかりと支援をしていく、制度としてそこをしっかりと活用いただくことが可能と考えております。

あとは鞍馬街道、景観保全、非常に大事なところでございますし、今後につきましては、この地域、先ほどおっしゃっていただきましたように、風致地区が掛かっておりますとして、その部分について非常に厳しい和風外観を基調とした景観というのは、非常に求められるところでございますので、今後住宅供給、立地が進んでいくうえにおいても、その部分についてはしっかりと風致の観点から守っていくということでございます。以上でございます。

○川崎会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○是永委員 ちょっともう一つだけ、補足的にというかですね、1ページ目の3番の説明のところに、まちづくりのところに、多様な主体のパートナーシップと、住民と行政と事業者さんとなっているんですけれども、ここに他地域からの移住とか、そういうのを促進する際に、例えば事業者さんがどういうふうに絡んでくるのかとかですね、そこもその事業者さんがその外部の力とかですね、民間の力も使いながらというのはよく分かるんですけども、その事業者の選定、選定という言い方はおかしいかもしれないんですけども、どういう事業者さんが関わっていかれるのかというのは、やっぱり行政として、その専門的な立場から、地域の方はそこまで、どういう事業者さんとかというのは、分かりかねるところもあると思いますので、その辺りはちょっとしっかりと伴走支援をしていただきたいなと思います。以上になります。

○川崎会長 ありがとうございます。これまで京都市は、地区計画だけでも100以上作ってですね、そこが拠点になって非常にまちづくりを押し上げてきたという歴史もありますので、その辺りのノウハウも含めて、引き続き、御検討いた

だきたいということだと思っております。ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。こちらの委員の先生方、おられませんでしょうか。はい、どうぞ。

○事務局 すみません、ちょっと一点だけ補足をさせていただきたいんですが、まちづくりのアドバイザー派遣という制度ございますが、ちょっと補足でございます。この二ノ瀬の地域につきましてはですね、地域の方の意識が非常に高いというところで、そういうアドバイザー制度を活用しなくとも、実はここまで取組を精力的にやられていたということで、ここ二ノ瀬の件につきましては、都市計画課の直営支援という形で十分に対応できる内容でここまで取組が進んできたということで、かなり先進的な取組をされた地域でございます。すみません、補足させていただきます。

○川崎会長 ありがとうございます。実際、地区計画をしっかりと、例えば不動産で建てる人、その業者さん呼んで、きちっとこれ守ってもらわないといけないとか、いろんな机の上の場に立てますので、この地区計画を張ってマスタープランに位置付けるということがいかに大事かということは、今後に反映できればと思っています。ありがとうございます。

それでは、議員の先生方の御意見はいかがでしょうか。くらた委員、お願いします。

○くらた委員 今先生の方からも観光化に伴うね、一つの懸念と、そしてその事業者を伴ってのまちづくりといったところで、しっかりと行政の責任を果たしていただく必要があるという御指摘だったと思うんですが、もう少し詳細に伺っておきたいんですが、地域の課題で、地域と調和しない土地利用の発生ということで、先ほど来、外部からの不動産取得が進んでいるという状況の御説明をいただいたんですけども、これやはり、宿泊施設、観光産業、こういった形態ではないかと推察しますが、その規模というのは今の進捗はどんな状況でしょうか。

○川崎会長 いかがでしょうか。

○事務局 お答えします。そうですね、先ほど御説明させていただいたところと少し重複はいたしますが、こういった地域の課題がある中で、近年その外部からの投

資目的の不動産取得、土地利用ということが目立ってきてているということの中で、その一例としまして、民泊の営業というところがあると聞いております。

これにつきましては、管理者が常駐しない民泊営業ということで、なかなか地域のコミュニティにはなじまない土地利用というところが現れてきているということをお聞きをしております。

○川崎会長 いかがでしょうか。お願いいいたします。

○くらた委員 すごくイメージがよく湧くんですね。今回の報告とは外れるかもしれません、宿泊業の在り方については、私どもも地域コミュニティをしっかりと保全し、よりよい地域をつくるために、やはり管理者が常駐するということが基本という考え方を私どもは提案をしてまいりました。

そういう意味で、移住・定住といったときに、じゃあどういう条件があれば移住・定住できるか、やはりその業として収入を得、子供を産み育て、ということがイメージできないと、なかなか若い方々に移住・定住していただくことにはならない。そういうときに考えられやすいのが、先ほど来ありましたように、観光に関するこうした影響というものが割合全国の事例を見ていましても広がりやすい。

しかしそのときに、もともと住んでいらっしゃる地域住民とのやはり、よりよい合意形成で、そしてお互いに住み続けられる、安心して暮らし続けられるということが、やっぱり担保される、そういう意味で行政がどういうここのルールづくり、あるいは地域住民の意見を尊重した、そういう規制の在り方を検討するということがとても力量が試されることになるかと思いますので、あくまでかなり自主的な発意を持った地域の方々の、そうした意識の高さということで先ほど紹介されましたけれども、やっぱり将来にわたる色々な影響をしっかりと包括的に捉えた、そうした支援となるように求めておきたいと思います。以上です。

○川崎会長 ありがとうございました。

○事務局 お答えいたします。今御指摘いただいたように、ビジョンを作ったこの後が非常に重要だと考えております。このビジョンの実現に向けてですね、非常に地域でも色々会合を進められております。

その中で、このビジョンの実現に向けて、地域と調和した土地利用のルールづく

り、あるいは移住・定住しやすい環境づくり、こういったところを目指して今地区計画策定の検討を進めておられるというところで、ここをしっかりと行政としても支援をしてまいりたいと考えております。以上です。

○川崎会長 ありがとうございました。地区計画ができるのが楽しみでございますね、これね。大変だと思いますが、引き続きよろしくお願ひいたします。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではただいまの件につきましては、報告ですね、終了いたしましたので、このまちづくり構想の策定については、意見交換を終わりたいと思います。

委員の皆様方には、会議の運営に、長時間にわたり、色々忌たんのない御意見、御提案いただきまして大変ありがとうございました。

これで本日の会議は終了いたします。